

令和3年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

---

令和3年6月3日（木曜日）

---

議事日程第2号

令和3年6月3日（木曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

---

出席議員（24人）

1番 古谷武美	2番	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	20番	21番 渡邊秀俊
23番 高橋幸晴	24番 大山利吉	25番 鎌田 正
26番 高橋敏英	27番 橋村 誠	28番 金谷道男

---

欠席議員（1人）

22番 佐藤清吉

---

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

---

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一
代表監査委員	武田哲也	上下水道事業者 管 理 者	今野功成

総務部長	舛谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	和田義基	健康福祉部長	佐々木隆幸
農林部長	渡辺重美	経済産業部長	富樫真司
建設部長	今和則	観光文化スポーツ部長	伊藤優俊
病院事務長	今久	教育委員会事務局長	築地高
総務部次長兼 総務課長	伊藤公晃		

---

議会事務局職員出席者

局長	谷口藤美	参事	齋藤孝文
参事	富樫康隆	主幹	佐藤和人
主任	藤澤正信		

---

午前10時00分 開 議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は22番佐藤清吉君であります。

---

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長（金谷道男） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、質問をする際はマスクを着用の上、質問して下さるようお願いいたします。

10番藤田和久君。

（「はい、議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 10番。

【10番 藤田和久議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 皆さん、おはようございます。日本共産党の藤田和久でございます。

す。私は、二つの点で質問をいたします。

最初は、昭代橋への歩道橋設置のお願いについて質問いたします。

丸子川の大花町と丸子町に架かる昭代橋についてですが、交通安全上、大変に危険な状態になっていると思われまます。近所の方々のお話を聞いたところ、まだ大きな事故は発生していないと思うけれども、毎年数件の軽い事故が起こっているとのことでした。

昭代橋は、通行人も多く、通行車両も大変に多いです。しかし、橋の幅もそんなに広くないし、緩やかなカーブになっていて、路面もやや斜めに傾いています。しかも、橋の出入り口については、どちらも上り坂のカーブになっていますし、交差点まであります。このことから、通行人と通行車両との関係も決して良いとは言えません。橋の出入り口が上り坂にカーブ、交差点まであって、前方の見通しがとても悪い。そのため、いつも通行慣れしている方々は徐行してきますけれども、時々通る車両は、そんなに危険を察知していないために、ある程度のスピードを出して走ってきます。対向車両や歩行者を察知し、急ブレーキをかけることになります。私も、そんな橋の上での状況をしばしば目にしておるところでございます。

特に危険なのは冬季の橋です。路面が傾いていることや降雪、それに路面凍結などでとても滑りやすい状況になっています。また、橋を渡り終わると右折や左折があつて、通行人も車両も一時停止させられるという複雑な状況にあります。車両も夏と違い、急ブレーキをかけるとスリップして、とても危険です。地元の方に伺ったところ、下流の丸子橋や大盛橋には歩道が付いておりますが、昭代橋には歩道がありません。歩道橋でも付けてもらえればありがたいのですがということでありました。

そこで質問ですが、昭代橋そのものは、このように複雑な状況にありますが、通行量も多いことから、歩行者の安全確保のため、歩行者専用の歩道橋を設置できないものなのかお伺いをいたします。当局の前向きなご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田和久議員の一つ目の発言通告であります昭代橋への歩道橋設置に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（金谷道男） 今建設部長。

○建設部長（今 和則） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、昭代橋への歩道橋設置についてであります。昭代橋につきましては、昭和

41年に大曲地域の丸子川に架かる橋長80.2メートル、幅員6.8メートルの河川橋として県により架設されたものであります。その後、平成25年に県が管理していた主要地方道大曲田沢湖線の大曲地域分を大仙市が市道佐野町高梨線として移管を受けた際に、同時に引き渡しを受けた橋りょうであり、現在は市道丸子町大花町線の橋りょうとして市が管理しております。

昭代橋の耐荷性、耐震性及び走行安全性等の構造的な安全性につきましては、県からの移管に当たりまして、橋面舗装、防護柵、伸縮継手及び再塗装工等の補修・修繕の実施により安全性を確保していただいた後に引き渡しを受けておるところでございます。

また、市では、平成23年度から橋りょう点検調査を順次実施し、この調査結果を踏まえて長寿命化計画を策定して計画的に長寿命化対策を実施していく予防保全型の維持管理を進めており、この中で昭代橋についても補修対策により長寿命化を図ることとしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、昭代橋には歩道が無いことや前後に上り坂とカーブがあるなど見通しが悪く歩行者の安全確保に不安があること、また、終日にわたり交通量が多いことも事実であり、市としても歩道橋設置の必要性を認識しているところであります。

このことから、現在進行中の他事業との関係から早期の着手は困難な状況ではあります。設置については前向きに捉えておるところでありますので、今後は関係機関と協議を行い、計画立案に向け努めてまいりたいと考えております。

なお、当面の交通安全対策としまして、冬期間においては除排雪作業を徹底するとともに、橋りょう舗装面への路肩標示や橋りょう前後への危険予知に関する路面標示などについて関係機関と協議の上、実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） 前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

実は地元の人にお話を聞きましたら、昭代橋に非常に危険なので歩道橋を付けてもらえばいいという話は以前にもあったそうです。ところが、福見町、丸子町周辺は、頻繁に水漬くんですね。洪水なったりして、そっちの方でひどい目に遭っていたために、

自然と消えたということでした。ところが、今年の冬にですね、自動車学校の隣のおばあちゃんから、やっぱり危ないから歩道橋付けてほしいという話を伺ったんですよ。ところが、3月には私、ちょっと相談しないと、簡単にできるものではないし、経費も掛かることですので大変な課題ですので、3月には何もしませんでしたけれども、今回取り上げることになりました。こういうことで、地元の方だけでなく、旧仙北町の方からあそこを通る車が非常に多いんです。それから、橋の近辺には新たに新しい施設がどんどん建っていますので、交通量はそんなに、これからも増える傾向にあるんじゃないかなというふうに思います。どうか地域の人たちの要望をくんで、関係機関との協議を速めていただいて、早期に実現できるように努力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 二つ目の質問ですが、全ての商店、事業所に経営支援金を、全ての世帯に生活支援金を支給できないか伺います。

3月議会にて、私は同じような質問をしております。その時、市長さんの答弁では、現在のコロナ禍においては、ほとんどの事業者が収入減となっており、飲食店をはじめそうした事業者に支援金を検討したいとのことをございました。その後、市当局から提案されたのは、飲食業を含む卸・小売業、生活関連サービス業、宿泊業への支援金給付でありました。このうち飲食業については、先の支援金の給付を受けた場合は対象外とするものであり、私たちもそれを承認いたしました。ところがその後、対象業種に飲食店が含まれていたため、「また飲み屋か。なぜ飲み屋ばかりなのよ。」との問い合わせがありました。私のところに4月から5月にかけて4人の方から電話がございました。肉屋さん、八百屋さん、レコード店さん、それからもう一人は農業の方でございます。この方は、コロナに限らず、冬の大雪でハウスの倒壊、農作業小屋の損壊、住居の外壁の損壊と続いたけれど、本人も年で、高齢で、農業を縮小せざるを得ないとの自覚のもと、この大雪とコロナでいろんな人が困っている。市の方で1世帯10万円の支援金を支給できないものかというものでございました。

業者への持続化給付金や営業支援金、国民への生活支援金などの支給は、本来、国でやるべきことではと思うが、菅政権は営業自粛をお願いするなら補償として支援金を支給せよとの国民の声を無視しています。おそらくこの先も同様の対応で、国からの持続化給付金や支援金の給付はあり得ないのではないかと思います。

そこで質問でございますが、大仙市として、全ての商店、事業所に対して20万円の支援金を給付できないか。また、全ての市民に1世帯当たり10万円の支援金を給付できないかお伺いします。是非ご検討の上、実施できるよう、よろしくお願いするものでございます。

以上で二つ目の質問を終わります。

- 議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 藤田和久議員の二つ目の発言通告であります経営支援金と生活支援金に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（金谷道男） 富樫経済産業部長。
- 経済産業部長（富樫真司） 質問の、経営支援金と生活支援金についてお答え申し上げます。

はじめに、全ての事業所に対する経営支援金につきましては、市では昨年度、売り上げが減少した事業所への経営維持臨時給付金や、特に経営状況の悪化が著しかった飲食店に対し応援給付金を支給したほか、4月26日からは、卸・小売業や生活関連サービス業等に対する経営再興支援給付金を開始してございます。

平成28年経済センサスによりますと、市内には4,220の事業所があり、議員ご提案のとおり全事業所へ20万円を支給しますと、支給総額が8億円を超えることから、支援金の支給は極めて困難であります。

しかしながら、依然として厳しい経営状況にさらされている業種・事業所があることは十分認識しておりますので、市内事業所の経営と雇用の維持が図られるよう、経営状況の悪化が著しい事業所を対象とした効果的な支援策を速やかに検討、実施してまいります。

次に、全世帯へ10万円の生活支援金につきましては、約3万1千世帯に支給した場合、31億円もの財源が必要となり、実施は極めて困難でございます。市といたしましては、市民一人一人に感染症対策を促し、ウィズコロナの日常生活に即した市民生活を最優先に、真に支援が必要とされている生活支援・事務所支援について、効果的な緊急経済対策の実施に努めてまいります。

以上です。

- 議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（金谷道男） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） 答弁の中では財源がネックになっているというのは、質問する前から私も分かっておりました。ところが、やはり、事業者の方々は、なかなかもらえる人とももらえない人が出る。必ず不満が出るわけです。去年、持続化給付金をもらっている方は、ほとんどの支援金はもらえません。それから、大仙市の支援金も1回もらえればもらえないとか、それから、去年までは2割以上の減収が対象でした。ところが、ここ2、3年ずっと2割以上にはなっていないけれども15パーセントとかでずっと減収になっているというのは、ほとんどの事業者がそういう状況ではないかと思うのであります。そういう意味で、今、特別ね、コンピュータ関係は景気がいいというふうにいわれておりますけれども、ほとんどの業界が仕事が少なくなって売り上げが減少しているというのが実際です。国民も収入が少ないから無駄なお金を使わないし、お店の売り上げも落ちているのは当然だと思います。そういう意味で、事業、特に個人事業主の方は、なかなかやっぱりみんながもらってて自分がもらえないとなると、何となく納得できないというのが気持ち的に分かるんじゃないかと思います。そういうことでこの問題を取り上げました。その辺の2割未満の減収の方々とか、それから、一度もらって去年使ってしまった人たちもいると思いますので、そういう人たちの気持ちをくんで、何とか金額を下げてでも支給できないのか、その辺を再度検討していただければありがたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田和久議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、今回の経営再興支援給付金につきましては、昨年度、飲食店を中心に支援を強化した関係で、それを補完する支援金として今回、4月の臨時会でお願したところがあります。そういった関係で、2年度で配慮すべき点として補完をさせていただいたということで、これから様々な支援策を検討するには、まずはまた何といたしますか、同じスタートラインで検討させていただきたいというふうに思っております。

先程答弁の中にもありましたけれども、限られた財源、残念ですが限られた財源の中で、やはり、より支援しなければならない、真に支援しなければならない市民の皆様、それから事業主の皆様に対して支援をするということが今求められているということだろうと思います。限られた財源なので、全ての方々にと、なかなか難しい点もあります

けれども、先程申し上げましたように、より効果的なそうした対策をですね、今、昨年度の、2年度に実施した事業を様々な面から検証させていただいております。その結果、それから今現在、市民の皆様、それから業界からの要望を踏まえまして、今、新しい対策を検討させていただいているところでもあります。まとめ次第、開催をお願いしております7月の市議会臨時会に提案させていただきたいというふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 藤田和久君。

○10番（藤田和久） 再度検討も含めて、対策を講じるということですので、是非お願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つの質問事項になっておりました1世帯当たり10万円ということですけども、私は1世帯でも結構収入が多くて減収になっていないという世帯もいっぱいあると思うんですけども、非課税世帯にね、5万円でも10万円でも支給すると、そういうことはできないものなのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田和久議員の再々質問にお答へ申し上げたいと思ひます。

先程も申し上げました限られた財源の中で、より支援すべき市民の皆様、事業主の皆様に対する支援を考えていかなければならないというふうに思っておりますが、まず、国・県において今示されております対策といいますか、今、国からは片方の親しかいない子供たちに対しての支援、それから県におかれましては、そういう住民税非課税世帯の世帯員1人当たりに対して1万円の商品券というようなことで、いわゆる低所得世帯といいますかね、住民税非課税世帯への、子供たちへ、それから世帯員への対策については、今、国・県で示されているところでもありますので、それをしっかり市の方も実施してまいりたいというふうに考えておりますが、そうした国・県の施策を踏まえて市として何ができるのかということについて、先程申し上げました今検討させていただいているところでもありますので、よろしくご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（金谷道男） これにて10番藤田和久君の質問を終わります。

【10番 藤田和久議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、3番三浦常男君。

(「はい、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（金谷道男） 3番。

【3番 三浦常男議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（三浦常男） おはようございます。市民クラブの三浦常男です。よろしく願いいたします。

まずもって、老松市長におかれましては、4月の市長選挙におきまして二期目のご当選、誠におめでとうございます。大仙市のかじ取り役として存分に手腕を振るっていただきたいと思う一人でございます。

それでは、通告書に従い、一つ目の質問に入らせていただきます。

昨年発生した新型コロナウイルスの感染は、終息の目途どころか変異株の発生により、全国に拡大している実情であります。秋田県においても700人を超え、千人に達するのも目前ではないかと思われる今日この頃です。大仙市においても4月にクラスターが発生しましたし、県内各地で今でもクラスターの発生がニュースになっております。早く終息することを祈る一人であります。

さて、新型コロナウイルスの大仙市内の感染者の実状を教えてくださいという次第です。内容としては、性別、年齢別に分かれば幸いと思っております。大仙市管内における大仙市内の大仙保健所の実数で結構でございますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスに対処するためには、ワクチン接種しか今のところないのではないかと。そこでお聞きいたします。5月末現在のワクチン接種の予約状況及び接種実績を、接種会場別にお知らせいただければと思う次第です。

早く新型コロナウイルスが終息して、自由に国内の移動及び自由に行動できる日が待ち遠しく思います。

以上、新型コロナウイルスの実情とワクチン接種についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 三浦常男議員の一つ目の発言通告であります新型コロナウイルスの実状とワクチン接種に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 三浦常男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、新型コロナウイルスの実状とワクチン接種についてであります。はじめに、感染者の実状につきましては、秋田県では管轄保健所単位で感染者数や感染者情報を発表しており、市町村単位での公表はされていないことから、大仙市における感染者は把握できていない状況であります。

5月31日現在の県内の感染者数は758人でありまして、大仙保健所管内では68人となっております。その内訳としましては、性別では、男性が30人、女性が14人、非公表が24人です。また、年代別では、10代が2人、20代が7人、30代が8人、40代が3人、50代が5人、60代が8人、70代が2人、80代が4人、90代が1人、非公表が28人となっております。

次に、ワクチン接種の予約状況につきましては、先般、予約コールセンターへの電話が非常に混み合う事態を招いてしまい、市民の皆様には、ご不便とご迷惑をお掛けしましたことを、心からお詫び申し上げます。

こうした事態の対応として、年齢別による予約曜日の設定や受付時間の延長、コールセンターの電話回線増設などを講じたことにより、現在は予約受け付けが順調に進んでいるところであります。

5月31日現在における高齢者のワクチン接種の予約状況につきましては、65歳以上の対象者3万1,305人のうち、接種予約が完了された方は2万4,704人でありまして、高齢者全体の78.9パーセントの皆様が予約済みとなっております。

会場別では、仙北ふれあい文化センターが1万6,688人、中仙環境改善センターが3,324人、協和市民センター和ピアが2,374人、協和病院が1,260人、市立大曲病院が480人、花園病院が578人となっております。

次に、5月31日現在の1回目のワクチン接種をされた方の人数は7,529人となっており、率にしますと24.1パーセントであります。

会場別では、仙北ふれあい文化センターが4,824人、中仙環境改善センターが1,241人、協和市民センター和ピアが992人、協和病院が300人、市立大曲病院が120人、花園病院が52人となっております。

また、5月30日から始まった2回目のワクチン接種につきましては、251人の皆さんが終えられております。

それぞれの集団接種会場、医療機関におけるワクチン接種につきましては、市民の皆様が安全かつ順調に接種できている状況であります。今後予定しております64歳以下の方々のワクチン接種につきましても、スムーズに接種が行われるよう、大曲仙北医師会をはじめとする関係機関の皆様のご協力をいただきながら実施してまいります。

以上になります。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 三浦常男君。

○3番（三浦常男） ありがとうございます。

今聞きましたところ、感染者の男女別、年齢別の件でございますけれども、やはり大仙保健所管内の発表というふうな感じではございますけれども、男女別では24名が分からず、年齢別では28人が分からずというふうな状況で、やはり注意喚起するに当たっても、やはり最低でも男女別、年齢別が分からないと、やはり注意喚起にも徹底できないのかなというふうな感じで、個人情報という観点からもできないと、少なくともやはり男女別、年齢別くらいは分かるのが、これが通例ではないのかなと。氏名までを出すと、それは個人情報に本当に差し支えるというふうな関係ではありますけれども、最低やはり男女別、年齢別、分かるように、何とぞご協力願うようにどうかよろしく願いいたします。

次に、接種状況ですけれども、今聞きましたところ、1回目が7,529人と24.1パーセントというふうな関係で、ニュース等で聞く内容からすると、大仙市はまだ進んでいるのかなというふうな感じで思っています。

私自身も65歳を過ぎている関係で、昨日、1回目と2回目の予定日の時間、会場のはがきが届きました。まだ十日も後なんですけれども、やはりコロナ感染を防ぐためには、やはりワクチンが必要なのかなと思っている人間なので、すぐその当日には間違いなく行って接種してきたいなと思うものでございます。

いろいろふれあい文化センター、中仙の方等々の人数も先程お聞きしましたけれども、やはり状況を見ますと、相当進んでいるなというふうな感じで思っておりますし、ちなみに、ふれあい文化センターですと予約が1万6,688人に対して4,824名がもう1回目が終わっているというふうな状況、そして中仙も3,324人に対して1,241というふうな感じで、もう各地域とも進んでいるので、これをニュースであ

りますと1千万人を早急にしたいというふうなニュースも流れているような状況なので、大仙市におきましても何とぞ接種がスムーズに進むように、市としてもバックアップしながらやっていただければなと思う一人でございます。答弁は結構でございます。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目についての質問を許します。

○3番（三浦常男） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

本年も梅雨の時期を迎え、洪水等のニュースが流れる今日この頃です。

毎年、大雨により水害が発生しております。大雨が降ると河川が増水し、住宅地に河川からの水の逆流を阻止するために、河川の堤防等にある水門が閉鎖されることにより、一般の川や水路が雨により増水し、内水氾濫して水害に至るケースが多くなっております。私が住んでいる花館地内においても平成29年7月において内水による水害が発生しました。このことを機に、内水排水対策として大型排水車の準備等が大仙市においても進められてきておりますが、改めて大型排水車以外の整備品状況及び水害対策の体制の実態をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、水害時の対応につきましてお答えを申し上げます。

排水ポンプ車以外の水害対策の整備状況につきましては、これまで、雄物川や丸子川、福部内川、窪堰川の樋門<sup>ひもん</sup>11カ所に合計17台の常設排水ポンプを設置しております。また、7月下旬には、丸子川と窪堰川の樋門3カ所に、常設ポンプ5台の設置が完了する見込みでございます。このほか、可搬式ポンプを17台準備しているほか、業者の排水ポンプ17台を借り上げ、設置する体制を整えております。さらに、7月には市で購入いたしました大型排水ポンプ車が納車となりますが、今後、国土交通省で所有しております3台と、県で所有しております1台の大型排水ポンプ車と連携した排水体制の構築が可能となります。

また、排水活動に伴います市の体制といたしましては、47カ所の樋門やアンダーパスに117名の職員を配置し、排水活動や交通整理業務などに当たることとしております。

一方、国では昨年度より、激甚化・頻発化する水害に対処するため、関係者が協働で減災・防災に取り組む「流域治水プロジェクト」をスタートさせております。この取り組みの中で、市では、大雨時に水田に一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」につつま

して、土地改良区や多面的機能支払交付金組織など農業関係者の皆様へ説明会を行い、実施面積が拡大するよう協力を依頼しているところでございます。また、「田んぼダム」につきましては、仙北地域振興局でも今年度より重点施策として、実証田によります効果の検証や啓蒙活動けいもうに取り組まれるというふうにご伺っております。

今後、築堤や排水ポンプの整備に加えまして、雨水の貯留やダム・ため池の事前放流、水路改良など、氾濫する河川の状況に応じた治水対策を推進し、市民の皆様の安全・安心な生活に資するように努めてまいります。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 三浦常男君。

○3番（三浦常男） ありがとうございます。

大型排水車以外の装備品については、相当充実されているのかなというふうな感じで捉えてございます。その中で話に出ましたアンダーパスの件なんでございますけども、排水が完了した上でもアンダーパスが解除されないというふうな実情も見ております。やはりこれは随時、その場に職員なり、水害対策用の人員がおられた場合は、配備しながら、やはり水がもう、排水が完了した場合は、アンダーパスは通させるような状態にしていきたいなというふうな感じで思っております。特に朝日町のアンダーパス、あそこら辺はやっぱり相当重要な交通拠点になっている関係で、相当水が無くなっても解除されないというふうな関係で、通る場所が無いというふうな感じで見ておりますので、何とぞそういうふうな場所は随時点検しながら、水が無くなったらすぐ解除というふうな措置できるように住民の側に立った進め方をしていきたいなと思っております。これからも7月以降また雨で、こういうふうな水害が発生する可能性がありますので、何とぞ不備な点があった場合は、早急に対処できる体制をこれからも、より一層進めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金谷道男） これにて3番三浦常男君の質問を終わります。

【3番 三浦常男議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、19番高橋徳久君。

(「はい、議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 19番。

【19番 高橋徳久議員 登壇】

○議長(金谷道男) はじめに、1番の項目について質問を許します。

○19番(高橋徳久) だいせんの会の高橋徳久でございます。早速ですが、通告に従い、質問させていただきます。

まずもって、このコロナ禍の中、医療関係者はじめ様々な分野で対応されている方々に対しまして、心から感謝と敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

先の藤田議員と三浦議員と質問がかぶるところもありますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、感染者情報として年代・性別・居住地・職業・感染判明日などが公表されておりますが、一体何のための公表なのか疑問に思っております。それは、全て「非公表」の人がいる一方で、きちんと掲載している人もおり、その対応の違いがよく理解できません。また、居住地は大仙保健所管内となるため、大仙市なのか美郷町なのか、はたまた仙北市なのか分かりません。わざとそのようなしているのかもしれませんが、分からないからこそ探し方が始まり、全く関係のない人が、さも感染したかのように誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>が起こっている現状もあります。せめて市町村名を公表していただきたいと思っております。それを受けて市の方では「旧〇〇町の皆さん、感染者が発生しましたので注意しましょう」と注意喚起することが可能となり、市民の自粛に結び付くものと思っております。感染者情報の公表の仕方について、県に強く変更を要望していただきたいと思っております。大仙市だけでなく、県内の各首長さんと連携を組んで要望してみてもいいかでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

○議長(金谷道男) 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長(老松博行) 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、新型コロナウイルス感染者の居住地の公表につきましては、ご存じのとおり、現在、秋田県が発表する感染者の居住地や性別、年齢、職業などの情報につきましては、管轄保健所管内での公表となっているほか、一部の情報が感染者本人の希望により非公表扱いとなっているケースもあります。

当市では、以前より、市民の皆様から感染者の情報が少なすぎるとのご意見を多数い

ただいておりますので、これまで再三にわたって県に対し、感染者を保護しつつ、より感染予防行動に資する内容とするよう、情報公開の在り方についての見直しを要望してきたところであります。しかしながら、今のところ、県の方針としては、管轄保健所単位での公表に変更はないと伺っております。

なお、議員ご提案の県内市町村長が連携し、県に市町村単位での公表を要望することにつきましては、まずは、同じ大仙保健所管内の仙北市長並びに美郷町長の意向をお伺いしながら対応してまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） 4月26日よりコロナワクチン接種の予約がスタートし、5月9日より65歳以上の方々へ1回目の接種が行われております。ワクチン接種が無事に始まったことに<sup>あんど</sup>安堵しております。しかしながら、予約が混乱したことについては誠に遺憾に思います。電話してもつながらずとお怒りの苦情、市役所に予約受付場所を設けたらどうかなど、市民の方より数本のご連絡をいただきました。予約がスムーズにいかなかったことに対し、この事業の担当となる教育福祉常任委員会の委員長として、市民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

そもそも3万人強の65歳以上の高齢者の予約を受け付けするに当たり、一気の申し込みに対し対応できるのか、電話15回線で大丈夫なのか、設定に無理があるのではないかなど、もっと詳細についてただしておかなければならなかったと反省しております。

地方自治の根幹は「公平性」ということをお聞きします。確かにそうであるべきだと思いますが、それを意識しすぎて混乱が生じるようでは話になりません。今、どういう状況でしょうか。宣言が発出されているとおり、まさに「非常時」であり、「有事」とも言える事態だと思っております。その時期に求められるのは「公平性」ではなく、「効率性を高める」ことではないでしょうか。今後、コロナ禍における全ての対応に対し、効率性を高める努力を望みたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

5月1日より年齢別に予約受付曜日を設定されました。「混乱」の状況から「効率性を高める」ために下した市長の判断に感謝いたします。当初よりは混乱していないかと思いますが、電話がつながりにくいという声をよく聞きます。現在の予約は、どういう

状況にあるのかお伺いいたします。

4月23日開催の臨時会の委員会において、コールセンターが盛岡市にあることを聞いて愕然<sup>がくぜん</sup>といたしました。なぜ大仙市内でないのか、百歩譲ってもなぜ秋田県内でなく、岩手県になるのか、私にはいまだ理解不能です。多分、入札の結果であるという回答になるのかもしれませんが、今回のように混乱時の対応や状況確認するのに、盛岡、県外へ行かなければならないというリスクを冒してまで、その業者に委託する必要性があったのでしょうか。入札の基準と経緯をお伺いいたします。

私が一番心配したのは、言葉が通じるかどうかという点でした。お年寄り自ら電話をかけてつながったものの、こちらの方言を理解してくれるのか、また、例えば「私は〇〇に住んでいるけど、どこの会場が近いのか」と聞かれた場合、オペレーターが答えることができるのかなど、やり取りの際の問題点にどう対応するのかなど懸念されます。高齢者の次は基礎疾患のある方や64歳以下などへと予約は続きます。私は今の契約を途中解約しても、大仙市直営でコールセンターを立ち上げるべきだと思います。コロナ禍で仕事が無い方は多数おります。地元の人を雇い運営することは、市が先頭に立って市民と一緒にコロナに立ち向かうということになり、市民の安心感につながっていくものと思います。ご所見をお伺いいたします。

報道によりますと、同じ人に2回接種したという事例がありました。これは接種を受ける人が受け付け、待合スペース、接種場所、経過観察などを回ることから生じてしまうのではないのでしょうか。自治体によっては、高齢者が座っているところへ医師と看護師が回ってきて接種を行い、その場所にて休憩してから退席するというシステムで実施しているところもあるようです。大仙市の会場レイアウトを見ると、入り口と出口が分かれていますので、よほどのことがない限りミスは無いと思いますが、相手は高齢者です。高齢者が無理せず、分かりやすく、簡単に接種できるような態勢を取っていただきたいと思います。

また、キャンセル等により余ったワクチンを処分したとか、それを64歳以下に接種したなどの報道もありますが、大仙市ではどのような対応を予定されているのでしょうか。年齢に関係なく、医療関係者はもとより、救急隊員を含む消防吏員や警察官などの市民の命と財産を守る最前線の方々に接種できれば良いのではと考えておりましたが、既に救急隊員を含む消防吏員の方への接種が終えられているとお聞きしました。市長、医師会のご判断に敬意を表します。

医療関係者ではなくて接種できずにいる人で、早めの接種が必要と思う方に、各家庭を訪問する介護保険事務所の認定調査員の方がいます。接種が終わった家庭に未接種の方が訪問して高齢者に接するのはいかがかと思うからであります。警察官及び介護認定調査員の方への対応もご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、高齢者施設への対応はどうなっているのでしょうか。65歳以上優先ということで接種事業が行われておりますが、重症化を防ぐ意味からすると、高齢の方が入所している施設も同時に行わなければならないものと考えます。移動が困難な方が多くいる施設では、集団接種場所に来るのは不可能であります。クラスター防止の観点からも一刻も早く施設を訪問して接種を開始してほしいと思いますが、どのようなご予定になっているのかお伺いいたします。

以上、ワクチン接種関連についてご答弁よろしくお願いたします。

- 議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 高橋徳久議員の二つ目の発言通告でありますコロナワクチン接種に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますのでよろしくお願いたします。
- 議長（金谷道男） 佐々木健康福祉部長。
- 健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、コロナワクチン接種関連についてお答え申し上げます。

はじめに、「公平性」よりも「効率性を高める努力をすること」につきましては、65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種の予約は、4月26日からコールセンターを通じて対応しております。予約受け付けの開始当初は「電話がつながらない」などの苦情を多く受ける事態となつてしまい、市民の皆様には、ご不便とご迷惑をお掛けしましたことを、心からおわび申し上げます。

こうしたことを受け、予約開始の翌々日となる4月28日に、年齢に応じて予約曜日を設定する受け付け方法変更の文書を対象者に発送するとともに、受付時間を2時間延長したほか、5月10日からはコールセンターの電話回線を15本から25本に増設し、つながりにくさの解消に努めたところであります。5月1日以降は、徐々に予約電話が分散され、現在は高齢者の78.9パーセントの皆様が予約済みとなっております。今後は、約4万人の64歳以下の方々を対象とした予約受け付けを予定しておりますが、これまでの反省点を踏まえ、接種券の発送につきましては、第一に基礎疾患を有する方、

次に60歳から64歳までの方、50歳代、40歳代、30歳代、16歳から29歳までの方の六つの区分に分け、1週間ごとに時間差で接種券を送付することとしております。また、インターネットによる24時間体制の予約受け付けも行うこととしております。こうしたことから、予約受け付けがスムーズに、また、1日の予約対応件数も大幅に増えるものと見込んでおり、議員からご指摘いただきました効率的な受け付けができるものと考えております。

次に、高齢者の接種予約の状況につきましては、先程、三浦常男議員にお答えしましたとおり、5月31日現在では2万4,704人、対象者の78.9パーセントの皆様が予約済みとなっております。

一方、ワクチン接種の状況につきましては、5月9日から三つの公共施設と三つの医療機関で接種を実施しております。5月31日現在では7,529人、率にして24.1パーセントの皆様が1回目の接種を終えております。また、5月30日からスタートした2回目の接種につきましては、251人の皆様が終わられており、予定どおりの進捗となっております。

次に、コールセンターの委託の必要性並びに入札基準と経緯につきましては、接種希望者の予約を正確に受け付けし、管理するためには、予約受け付けのシステムが必要不可欠であることから、システムを活用したコールセンターの運用が可能で、大仙市の入札参加有資格者名簿に登載されている業者6者を選定し、指名競争入札を行ったものであります。結果としまして、盛岡に営業支店がある業者に決定したものであります。

次に、コールセンターの直営につきましては、議員ご指摘のとおり、予約受け付け開始当初は、電話の混み合いを含めたコールセンターに対する苦情が多くあり、その後の対応により、現在は改善されておりますが、今後、64歳以下の接種予約が開始されれば、再び混み合うことが予想されます。市では、新たにインターネットによる24時間予約を開始する予定であります。そのためには、電話予約とネット予約の両方を管理できるシステムを保有し、どちらも運用できる体制整備が必要になります。現行のコールセンターの委託業者は、他の自治体において電話とネットを活用した運営実績があると伺っております。先程ご説明いたしました64歳以下の接種券発送における六つの区分それぞれの件数は、6千件から9千件台でありまして、現行の委託業者にお願いすることで、1週間の時間差による発送の期間内に各区分の皆様が、おおむね予約完了できるものと考えております。

次に、接種方法につきましては、接種会場に入りますと、初めに受け付けのブース、次に予診のブース、続いて診察のブース、接種のブース、接種済証の発行のブース、経過観察のブースと六つに分かれております。来場された皆さんは市職員の誘導により、各ブースを順に移動する流れとなっており、その場に立ち止まったり、後戻りにならないよう、市職員が細心の注意を払っているところであります。

また、議員ご指摘の警察官や介護認定調査員への優先接種につきましても、現段階では、市民に接する機会が多い他の職種の皆さんもおられることから、実施の判断は難しいところであります。

次に、高齢者施設への対応につきましては、各施設の嘱託医や協力医にサテライト型接種施設の登録をしていただき、インフルエンザの予防接種と同様に、施設入所者や従事職員へ接種することになっております。また、嘱託医等がサテライト登録されていない場合は、県医師会のサポートチームの派遣により接種していただく予定となっております。現在、施設ごとに日程を調整し、6月から7月の期間内に2回の接種が終えられるよう、市内70カ所の高齢者施設等に通知でお知らせしております。

今後も引き続き、各施設及び大曲仙北医師会との連絡を密にして、希望する全ての皆様が早期にワクチン接種できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋徳久君。

○19番（高橋徳久） 詳細にわたりましてご答弁いただきましてありがとうございました。これからその受付曜日を分けたということで、以前よりも混乱しなくなったというふうなことでございまして、本当に良かったなと思います。これから64歳以下もスタートします。たくさん的人数が我先にということで申し込みが来るとは思いますけども、先程お聞きしましたとおり、その六つの区分に分けてやられるというふうなことのようですので、是非混乱しないようにしていただきたいと思いますが、やはり混乱した際の対応というのを是非その今回の一件で大体がこういうふうになる可能性があるなというのはお分かりになったと思いますので、迅速なる対応をその時にはしていただきたいと思います。

いまだに私、盛岡というのに若干引っ掛かっておりますが、是非そういうシステムを

お持ちの会社ということでございますので、混乱が生じないことを祈るのみであります  
が、一点ちょっとお伺いしたいと思っておりますが、別の件ですが、ちなみに市長、副市長、  
教育長もそうでしょうか、皆さんはワクチン接種をお受けになられたのでしょうか。お  
伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 特別に答弁してもらいましょう。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

私個人のことでありますけれども、大変最初に予約が混雑しておりましたので、予約  
が収まった時に予約申し込みをしまして、6月29日午後8時から1回目受けることにな  
っておりまして、2回目は7月20日の午後8時ということで予約させていただいて  
おります。

いずれいろんな意見があるところは承知しておりまして、接種前、それから接種後も、  
しっかりと感染防止に配慮してですね、しっかりと陣頭指揮執れるような体制にしてお  
きたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋徳久君。

○19番（高橋徳久） 質問ではございませんが、私はそういう特別な立場におありにな  
る方は、やはり先に打っていただいて、そしていろんな会議とか人の集まりに立場上、  
出なければいけないという場合は、先に打ってですね、やはり出ていくというのも、こ  
れも感染拡大を防ぐ意味からすると非常に重要なことだと思っております。あえてお聞  
きしましたのは、余りを予定するとか、そういうふうなことをないようにはしていただき  
たいなというふうな意味で実はお聞きした経緯でございました。

本当に個人的なことをお聞きしたということで大変申し訳なかったと思っておりますが、そ  
ういう意味から実はお聞きしたところでございます。是非、人前にたくさん出なきゃい  
けないという方は、きちんと事前に受けていただいて出ていくというふうに心掛けてい  
ただければと思います。ありがとうございました。

○議長（金谷道男） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。再開  
は11時20分といたします。

午前11時07分 休 憩

.....

午前 11 時 19 分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。高橋徳久君の3番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） 4月16日付で、市民に対して不要不急の外出や5人以上での会食はやめましょうという緊急広報が配布されました。その時と比べて今は大仙保健所管内の発症者も大分落ち着いたような感がありますが、一方で秋田市においては、川反・大町地区での飲食店関係、こども園、学校、施設内クラスター、男鹿市では病院でのクラスターなど、あちらこちらで感染拡大が見受けられ、警戒レベルが秋田市は5月9日にレベル4、その他は4月12日にレベル3に位置付けられております。会食を控えるよう通達が出た関係、さらに飲食店から感染者が発生したこともあり、客足は遠のき、飲食店は今、大打撃を被っております。昨年よりも厳しいと多くの飲食店関係者が頭を抱えております。残念ながら5月末で店舗を閉じるお店も、ちらほら出てきております。

感染症の影響を受けている事業者向けに、国・県・市では様々な支援策が実施されております。大変ありがたいことと思いますが、受給できない方々から強い不満が出ているのも事実です。例えば、昨年春、大仙市では20パーセントから50パーセント未満売り上げ減少した方に20万円を支援しましたが、国では50パーセント以上減少した個人事業主へ100万円、法人200万円給付となる持続化給付金が実施されました。初の緊急事態宣言が発出されたこともあり、この辺りでも人の流れが小さくなって影響は大きくなり、多くの事業所や店舗が国の給付金を受給したと聞きます。今回の大仙市の経営再興支援給付金は、昨年の20万円の給付金を受給した事業所が対象となっているため、国の給付金を受給した多くの事業所は受けられません。国・県・市、それぞれが「困っている人を助きたい」という共通の目的で各支援策を講じ実施しておりますが、「公平性」により、「広く浅く」という言葉もあれば、「狭く深く」と特定の業種に特化したものもあります。そして、前年度を基準としていることに疑念を覚えます。今困っている人を助ける理由として前年度が基準となるのは、行政の都合を押し付けているだけではないでしょうか。せっかく支援策を講じても、様々な縛りで受給される方が少数では不満が出るのは当然ではないでしょうか。支援金の在り方についてご所見をお伺いいたします。

国や東京都の事例が報道されますが、大仙市の飲食店からも一律での補助ではなく、

従業員や面積を考慮して支援してほしいという要望があります。また、テナントの家賃についても「2割程度でもいいから半年以上の長期にわたって支えてほしい」などの声も数多く耳にします。この点についてお伺いいたします。

さらに、大仙市内では、いまだ感染症で亡くなった方はいませんが、そういう事件が発生した場合、ご遺体は納体袋に納められ病院から引き継がれます。病院内の関係者は防護服に身を包んでおりますが、今は国のガイドラインも変更になり、遺族感情も考慮して、葬儀社は普通の姿でご遺体を引き継ぎます。当初は葬儀に関わる人は防護服に身を包むことを想定して準備をしたと聞きます。斎場を営む大曲仙北広域市町村圏組合でも係員用の防護服を用意しているかと思いますが、葬儀社のように業務上、万が一を想定して防護服を用意しなければならない職種、または用意した事業所に対して市として支援の輪を広げるお考えはないのでしょうか。また、現在、斎場では消毒の対応はしているようですが、体温チェックするサーマルカメラはまだ無いと伺っております。設置のご予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、支援金についてお答え申し上げます。

はじめに、支援金の在り方につきましては、市ではこれまで、申請時点において国や県の支援策に該当しない事業所への支援、または足りない部分を補完するという視点で支援策の制度設計を行ってまいりました。

昨年度実施した支援策につきましては、国の持続化給付金の対象とならない事業所を対象とした経営維持臨時給付金や、国が家賃の3分の2を支援する家賃支援給付金を補完する形で、市が残りの3分の1について支援するテナント事業者等支援給付金などを実施いたしました。また、飲食店や自動車運転代行業など、経営状況の悪化が著しい業種に対する支援策も講じてきたところであります。

現在実施している経営再興支援給付金は、卸・小売業や生活関連サービス業等を給付対象としておりますが、これらの業種は、市内において新型コロナウイルス感染者が急増した4月以降、休業要請が発令された昨年度と同等か、それ以上の厳しい経営状況にさらされております。困窮する事業所に対し、効率的かつ迅速に給付金を支給する必要があったことから、経営維持臨時給付金を受給した事業所を中心に対象としたものであ

ります。

なお、国の持続化給付金を受給した事業所につきましては、現在の経営状況にもよりますが、緊急事態宣言の発令に伴い、売り上げが50パーセント以上減少した事業所を支援する国の月次支援金を受給できる可能性がありますので、その制度の周知に努めるとともに、申請を促してまいりたいと考えております。

今後も、引き続き効果的な支援策について、検討・実施してまいります。

次に、一律ではなく状況に応じた支援ということにつきましては、市が実施した支援策の中では、収容定員や利用客数に応じて支給した宿泊業等支援給付金がありましたが、受給対象者が30事業所と限られていたこと、水道光熱費などの固定経費支出額が事業所によって大幅に異なっていたこともあり、状況に応じた支援策を実施したところであります。

今後、飲食店への支援策を実施するに当たり、対象事業所数が約400と、宿泊業等支援の対象事業所数の10倍以上であり、従業員数や店舗面積などを調査し、状況に応じた支援策を講ずるとしても、給付金額に大きな差をつけることは難しく、さらには迅速な給付が困難になることが予想されることから、一律の給付の方が効果的であると考えているものであります。

なお、状況に応じた支援ということについては、休業や従業員を休ませながら営業している場合、国の雇用調整助成金や県の雇用維持支援金の受給も可能なことから、これまでと同様に、国・県の支援策を活用していただきたいと考えております。

テナント支援につきましては、主に酒類を提供する飲食店が危機的状況にあることから、昨年、全業種を対象に実施したテナント事業者等支援給付金の見直しを図りながら、国や県の動向を注視し、支援を検討してまいります。

次に、防護服への補助につきましては、高齢者や施設入所者へのワクチン接種が開始されたことにより、今後、防護服を着用しなければならない場面は減少していくものと考えております。また、防護服の値段は、繰り返し使用できるタイプが千円程度、使い捨てのタイプが数百円と安価であることから、購入費に対する補助は予定しておりませんが、防護服を常備していない業種で緊急的に防護服を必要とする場合は、市では防護服を500着以上保有しておりますので、可能な限り現物支給により対応したいと考えております。

次に、斎場へのサーモカメラ設置につきましては、所管する大曲仙北広域市町村圏組

合に確認いたしましたところ、現在は設置されていない状況にありますが、今後、設置する予定であると伺っております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋徳久君。

○19番（高橋徳久） ありがとうございます。

市役所の入口にもサーモカメラが2台設置されております。検温にご協力くださいというふうな文言で書かれていたと思いますが、検温は一体何のためにやるのでしょうか。熱があるかどうかチェックするということは、つまりは微熱がある、例えばですが7度5分以上ある方は、そこに入らないでくださいというのが、そもそもそういうのを自覚させるために熱をチェックしてご本人にその確認をしていただくということになるのかというふうに考えます。ですので、ただ単に検温にご協力くださいだけではなく、微熱があるから入室をご遠慮願います、ある方は入室をご遠慮願いますとかいうふうな一文が、私は本来はあるべきなのではないかと。でないと、熱測るのが、ただ単に、今、マスク自体もそうになっていますが、熱を測ればいいというふうなことで素通りする方もたくさんいますので、やはりそうではなくて、熱がある方は測ってくださいと。測ったことによって熱がある方は、申し訳ないけれども感染している可能性があるので、こちらの中には入らないようにご協力お願いしますというふうな、実際に効力があるかどうか別にしても、測るという目的はそのようなことが目的なのではないかと私は考えますけれども、ご所見をお伺いしたいと思います。

あと、ちなみにですが、大曲図書館の方にはまだ設置されていないというふうにお聞きをしました。そちらの方には、やるご予定はあるのか、併せてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まずはサーモカメラ設置の関係ですけれども、ご指摘のとおり目的は熱を測ることが直接の目的ではなくてですね、まだ私、その音声を聞いたことないんですが、高い温度の方が来ると、正面玄関、何か異常な警戒音が鳴ってですね、お知らせするというところに

なっているようなので、カメラそのものはそうした機能があるようですけども、今ご指摘のあるように市民の皆さんに呼び掛けるといいますかね、そうした掲示はまずしっかりとやっていきたいというふうに思います。

何かマスクをしていない方が来た場合は、マスクをしてくださいというようなメッセージも、あの機械からは出るというふうに聞いてますけども、ただ、今のところあまり性能がいいのか悪いのか、黒いマスクだと反応しないということが分かりましたので、それで今止めているということのようですけども、いずれしっかりとマスクをね、着用していない時は、マスクの着用をお願いしますというような音声も流れる、そういうカメラだというふうに思っています。しっかりとしたカメラにしていきたいというふうに思いますし、また、4月の異常発生といいますかね、感染者が市内でも発生した時に、市役所なりそうした市の施設の職員なり、お客さんを守るために、カメラを急ぎょ設置させたところでありました。まだ設置されていないところがあるとすれば、しっかりとこの後、設置してまいりたいというふうに思います。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、4番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） 冒頭の質問の際、私は今、「非常時」「有事」であると申し上げました。コロナ禍によって経済が根本から狂い始め、生活が疲弊するこの世の中にあつて、国・県・市が支援策を講じ、少しでもこの困難に耐えられるようにと手を差し伸べております。しかしながら、長期化により、市民生活は苦しむことを余儀なくされております。

そこで、一番頼りとなるのは国・県ではなく、この大仙市が一番の支えにならなければならないと思います。国の地方創生臨時交付金をもとに、様々な縛りをつけての給付もありますが、私は財政調整基金を取り崩して市民のために独自の給付を実施すべき時ではないかと強く思います。財政調整基金は、災害等により行政機能が不全に陥らないよう、万が一のための基金であると聞きます。実際、大雨災害時や除雪費用として一時取り崩して使用し、その後、積み増しを図っておりますが、このコロナ禍は全市民が悩まされ苦しまされている「災害」であります。今、多くの市民が再選された老松市長を頼り、実施する施策に全幅の大きな期待を寄せているのではないのでしょうか。その期待に応えるべく、疲弊した市民に対し「一緒に耐えて頑張りましょう！」とのメッセージ

を込めて、基金を使用した大きな支援を是非やっていただきたいと思います。第2回の臨時会の市長の所信表明で「市政を<sup>あずか</sup>与る者として市民の声をしっかりと受け止める。柔軟で力強い施策を、迅速果敢に全力で取り組む」と明言されました。柔軟で力強い施策、これをどうか形に表してほしいと思います。縛りの無い、誰しものが「気持ち受け取ったよ！ありがとう！」と言える支援策をご検討いただきたいと思います。前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（金谷道男） 4番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、財政調整基金の取り崩しについてお答え申し上げます。

財政調整基金につきましては、経済事情の変動や大雨等の災害など、不測の事態への備えとして、当市では、標準財政規模の約10パーセントに当たる30億円を目標に積み増しを図っております。令和2年度末時点において、約33億6,000万円の残高を確保しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に端を発した地域経済の悪化に対し、令和2年度においては、国の地方創生臨時交付金17億2,500万円、財政調整基金繰入金3億円を主な財源に、事業所の資金繰り対策をはじめ、経営維持支援やテナント家賃支援のほか、在宅障がい者及び高齢者介護世帯への給付金など、35の緊急経済対策事業を実施し、市民の生活支援や市内経済の維持・回復に努めてきたところであります。

今年度の4月臨時会及び今次定例会においても、既に四つの国・県事業を含む17の緊急経済対策事業を計上しておりますが、感染リスク回避の観点から、外出自粛や消費マインドの停滞が続き、まだ社会経済活動の回復が見られないことから、今後もさらなる感染症対策や生活支援及び事業所支援を迅速に講ずる必要があると考えております。

現在、昨年度実施した経済対策事業の効果を検証しており、市民の皆様の声や商工団体及び金融機関の要望を基に、低迷する地域経済の着実な回復に資する効果的な対策について検討しております。まとめ次第、7月の市議会臨時会に関係する補正予算を計上したいと考えておるところであります。

なお、経済対策の財源となる令和3年度の地方創生臨時交付金は、現時点で約6億円となっており、昨年度と比較し大きく減少することが見込まれておりますが、令和2年度決算における実質収支額や財政調整基金の活用も視野に入れ、市民の皆様の暮らしと雇用を守る地域経済対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて19番高橋徳久君の質問を終わります。

【19番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、13番小松栄治君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 13番。

【13番 小松栄治議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○13番（小松栄治） 新政会の小松栄治です。

まず、世界では米国の大統領がトランプ氏よりバイデン大統領に今年の1月に代わり、また、日本でもトップリーダーが安倍氏より菅首相にそれぞれ代わり、世界でもいち早く日本と米国のトップリーダーが会談を行い、日本と米国の絆を深めるとともに、再確認をいたしました。

一方、一昨年よりコロナウイルスの感染が猛勢を続けており、世界は言うまでもなく、日本でも感染が広がり、感染防止のためにあらゆることを国民に要請しております。また、オリンピック、パラリンピックをはじめ、秋田県や大仙市においても大変で、経済はもちろん日常の生活においても不便が増しております。

さて、市政であります。市長は平成29年に初当選をし、翌年の4月より、手前みそで作成いたしました災害復旧対策の推進をはじめ、七つの公約を柱に五つの視点に立っての機動的実効性のある施策を行っております。それから4年の月日が流れ、令和3年度の所信表明と施政方針演説の中に、だいせんの未来を拓く10の公約を中心に、必要とされる取り組みを迅速果敢に実行していくとしております。が、その中の地元商工業の振興と企業誘致の実現と、人口減少の抑制を地方創生のチャレンジとして、そして移住・定住の促進と若者が挑戦できる環境づくりについて等の施策の実現に向けての、合わせてその中の具体的な構想と市の今後の財産と財政の持ち方や大仙市の人口が増加に転ずるための取り組み方について質問をいたしますので、建設的かつ具体的なお答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、1番目の発言事項であります。大仙市公民館機能の拡充についてであり

ますが、一つ目といたしまして、大仙市の公民館は旧 8 市町村の時代に付けられた名称や位置が中央公民館や公民館、地区公民館、分館など 31 あります。大仙市が誕生してから 17 年に入り、若者やほかの地区に足を運んでいない人たちも多くおります。また、名称や位置がまちまちで分かりづらく、ましてやほかの県や他市町村の人たちには全く分かりづらく、名称の統一や位置付けについても統一、または分かりやすくしていただきたく、条例の見直しと位置付けなどにあわせて建物や案内の看板等についても分かりやすい統一した名称や位置付けについてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（金谷道男） 1 番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 小松栄治議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、公民館機能の拡充についてでございますが、はじめに、市公民館の位置付けと名称につきましては、現在、地区公民館と分館などの名称は、市町村合併前の旧市町村で定めた名称を合併後もそのまま使用しているところであります。

例えば、西仙北地域については、大綱交流館が地域内全域にわたる事業を実施しており、土川や大沢郷などの各地区にある公民館を地区公民館として一定区域を対象区域として設置し、事業を実施しております。

中仙地域については、中仙公民館が地域全体にわたる事業を実施しており、清水や豊岡などの地区に事業の運営上、分館という形で地区内の住民のために事業を実施しているところであります。

このように、同じ位置付けの公民館が、それぞれの地域で異なる名称が使われており、名称を統一することが可能であるか、今後、地元の意向を踏まえた上で判断してまいりたいと思います。

また、公民館として使われている市民会館としての名称につきましては、現在、中仙地域の「中仙市民会館“ドンパル”」、協和地域の「協和市民センター“和ピア”」、仙北地域の「仙北ふれあい文化センター」がありますが、それぞれ公募等で地域の特徴を生かした、誰でも気軽に訪れることができるような名称として親しまれております。

今後も、公民館機能を持った施設として、これまで以上に市民に利用されるよう、その周知に努めてまいります。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○13番（小松栄治） 二つ目といたしまして、私たちが青春時代から壮年の頃は、趣味やスポーツ、町内会議、芸能活動、青年活動、商工活動、多種多様の会議とあわせ、習い事や市町村の行事や…

○議長（金谷道男） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時46分 休 憩

.....  
午前11時47分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を行います。

一般質問を続けます。

○13番（小松栄治） 2番の発言事項であります公共施設等総合管理計画とあわせた取り組みについてであります。一つ目といたしまして、数年前に公共施設運営改善等調査や総合管理計画とあわせ、重点施設であります修繕や改修等の実行計画と立地適正化計画を示し、公共施設の維持管理の改善、集約や複合化など、効果的な配置をいたし、効率的な、しかも維持可能な都市像の実現を目指しておりますが、まずは公共施設管理の業務委託、指定管理や直営管理などの金額が妥当であるか、また、土地や建物等の老朽化等についての調査や具体的な改善状況と今後の有効利用とあわせ、管理運営の効率化についてお伺いいたします。

二つ目といたしまして、現在、大仙市の財産であります土地や建物の数が大変多くあります。また、その中で適正に使用されているものもあれば、そうでない土地や建物もあります。それらの調査、ランク付け等も含む、これらの土地や建物の適切な有効利用とあわせ、有償・無償の借り受けと貸し付けの件数と面積及び金額は幾らなのか、また、これらの現在と今後の取り組みについてお伺いいたします。

三つ目といたしまして、一昨年と昨年にわたり質問をしております財政の健全化であります。まだまだ道半ばであります。先の質問とダブるところもありますが、よろしくお伺いいたします。

その一つが大仙市の借り受け財産と貸し付け財産及び使用されていない塩漬けになっている財産の整理であります。

まず、使用されていない土地と建物の件数と面積及び処分された件数と面積や金額は幾らなのか。借り受け財産と貸し付け財産の昨年3月末日での件数と面積及び金額は幾らなのか、また、今年の3月末日での件数と面積及び金額は幾らなのか。あわせて、昨年3月末と今年3月末までの件数と面積及び金額の差異は幾らになっておりますか。加えて、処分された土地や建物の件数と面積及び金額についてお伺いいたします。

なお、借り受け財産、貸し付け財産のうち、有効・無駄等の調査はしておるのか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の二つ目の発言通告であります公共施設に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 質問の、公共施設等総合管理計画及び実施計画と合わせた取り組みについてお答え申し上げます。

はじめに、公的施設の運営管理の効率化についてでありますけれども、それぞれの施設は、所管課が指定管理や直営、または業務委託など、その施設に見合った形で管理運営を行っております。その中でも指定管理施設については、指定管理者に業務を任せきりにせず、毎月の業務報告と経営実績の報告や中間報告、年度末の報告などを踏まえ、協議の場を必ず設け、前年度における課題の改善状況や利用実績などを分析し、反省点や課題等を共有し、改善に向けて取り組んでいるところであります。また、電気料などの運営経費につきましては、毎年度一元的に契約の見直しを行うことで管理運営費の圧縮に努めているところであります。

さらに、建物の老朽化等の調査については、年1回、公共施設等総合管理計画に基づく施設の点検によりまして不具合箇所の把握を行い、施設の優先順位を考慮しながら効率的な修繕管理を行っているところであります。

今年度の公共施設見直し作業といたしましては、公民館や集会機能を有する施設に着目し見直しを行うこととしております。取り組み内容といたしましては、選択と集中、これを念頭に、各地域に拠点となる施設を設定しまして、オンライン設備の整備や施設更新を計画的に行うことで、このコロナ禍における制限された活動などにも対応してまいりたいと考えております。

なお、見直し案につきましては、準備が整い次第、議員各位にお示しし、ご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、土地・建物の有効利用につきましては、行政目的を終えた施設を、「調査物件」と「処分可能物件」に分類しまして、施設ごとの利活用や処分を行っております。処分の状況でありますけれども、令和2年度末時点で、土地の売却は20件、1万338平方メートル、3,417万円となっており、建物の売却についてはございません。売却によります貸し付け財産の解消はありませんけれども、借り受け財産につきましては、土地の借り受け3施設の賃貸借契約解除などによりまして2万4,294平方メートルを解消しております。これにより、令和2年度末時点で有償で借り受けしている土地は111件、165万7,543平方メートル、年額8,436万円、建物は3件、275平方メートル、年額85万円であります。また、無償で借り受けしている土地は28件、19万5,863平方メートルで、無償借り受けの建物はございません。

一方、有償で貸し付けしている土地は106件、65万8,852平方メートル、年額2,481万円、建物は12件、7,978平方メートル、年額984万円あります。また、無償で貸し付けしている土地は128件、31万7,175平方メートル、建物は18件、2万4,661平方メートルであります。

これによりまして令和2年度末時点での有償の借り受け財産と貸し付け財産の差異は、件数で4件貸し付け財産が上回っておりますけれども、面積で99万990平方メートル、金額で5,056万円貸し付け財産が下回っております。

次に、令和元年度末時点で有償で借り受けしていた土地は113件、168万1,837平方メートル、年額8,645万円、建物は2件、178平方メートル、年額49万円あります。

一方、有償で貸し付けしていた土地は100件、65万5,865平方メートル、年額2,407万円、建物は10件、7,360平方メートル、年額1,005万円であり、借り受け財産と貸し付け財産の差異は、件数で5件、面積で101万8,700平方メートル、金額で5,283万円貸し付け財産が下回っております。

この結果、令和元年度末時点と令和2年度末時点の差異につきましては、件数で9件、面積で2万7,800平方メートル、金額で227万円の縮減となっております。

なお、借り受け財産は、市としてそれぞれの行政目的を遂行するため借り受けしている財産であるのに対しまして、貸し付け財産は、行政目的を果たし不要となった財産も

しくは余剰財産の有効活用を目的とするもので、それぞれの目的が異なることから一概には比較できないものと考えております。

次に、使用されていない土地・建物についてでありますけれども、現在市が保有する普通財産のうち、土地は1,416万平方メートル、筆数にしますと3,184筆、また、建物は4万4千平方メートル、83棟となっております。そのうち先程説明いたしました調査物件及び処分可能物件における土地は43件、9万1,356平方メートル、また、建物は14件、1万3,185平方メートルとなっております。

次に、借り受け財産についてでありますけれども、借り受け財産は公有財産を補填する手段でありまして、行政目的を遂行するため、庁舎や学校、その他公営施設などの敷地等として使用をしております。したがって、不要な借り受け財産は存在しないと認識しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化なども踏まえ、利活用状況の現地確認を行い、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、貸し付け財産の処分につきましては、借受者と引き続き譲渡に向けた交渉を継続的に行いまして、保有資産の減少に努めてまいります。

財産の有効利用については、未利用資産の売却や貸し付けが特に重要であると認識をしております。売却については、インターネットを活用しまして物件の詳細を紹介し、早期に売却ができるよう全国に情報発信をしており、売却が難しい財産は、貸付物件として情報発信を行うなど、それぞれの財産の特性に応じた利活用の促進に取り組んでいるところであります。

また、老朽化が著しく、売却及び貸し付けが難しい建物につきましては、解体実施後に敷地の処分を検討しておりますけれども、建物の大きさによって解体費用が高額になる場合があることから、同じ年度に集中しないよう順次進めているところであります。

今後は、新たに廃止となる施設が増えることが予想されるために、より計画的に施設ごとの特性及び環境に応じた処分方法の検討が必要になることから、今年度は、新たな取り組みとして、広く民間事業者の提案・意見を直接対話により求めるサウンディング型市場調査の実施を予定しております。この調査は、廃止施設の市場性の有無、処分方法などについて、民間事業者から直接意見を聞き取るもので、民間事業者のアイデアを取り入れることによりまして、固定概念にとらわれない利活用に期待が持てるものであります。

今後、財産処分につきましては、民間活力の導入とともに、処分方法の整理・検討を行いまして、さらなる財産処分の促進及び財政負担の軽減に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時02分 休 憩

.....  
午後 0時59分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、小松栄治君の第3項目目についての質問を許します。

○13番（小松栄治） 次に、3番目の発言事項であります企業誘致についてであります。一つ目といたしまして、大仙市では企業誘致を行うため、どこの場所を候補地として選定したのか、また、それぞれの場所と面積、そして場所を確保するための立地条件を選定した根拠をお知らせください。

二つ目といたしまして、地域企業の振興とあわせ、地元中小企業や農林商工業、加えてベンチャー企業等についても誘致の対象となっているのかお伺いいたします。

三つ目といたしまして、市では企業誘致をする会社の支援として、最大2億円の助成金をするとありますが、企業誘致する1社の会社に対しての支援なのか、また、それぞれ異なる用途の建設や設備等に対しての一つ一つの支援なのか、全部をまとめた支援の仕方なのか、その支援金及び支援方法について具体的な支援についてお知らせください。また、固定資産税についても支援とするとありますが、土地・建物・設備類について、そして法人税、所得税等ありますが、全部か、また一部なのか、加えて税金のそれぞれの100パーセントか、または何パーセントなのか。さらに、土地・建物及び設備が朽ちるまでなのか。また、税金の減免について何年ぐらい支援していかれるのか。

次に、雇用助成金についてであります。業種によるのか、全ての業種に当てはまるものなのか。業務内容によるものか。人数の制限はないのか。個人に対してか、また、会社に対してなのか。企業の要望に応じてオーダーメイド、いわゆる注文で対応すると

ありますが、どのようなことでしょうか、例を挙げてください。

充実した支援制度を用意をすることとしておるとのことですが、その中身についてお伺いいたします。

四つ目といたしまして、企業誘致するための適切な条件整備が必要であります。先程述べさせていただいたことを整理し、つけ加えたりする条件はまだあると思いますが、どうでしょうか。

大仙市が県外、首都圏等に派遣しております職員等は、企業等への誘致に対する働き掛けはどのように行われておりますか。また、何の業種へですか、具体的に何の企業へでしょうか。加えて、大仙市に向くような企業は幾つぐらいなのか。さらに、誘致に対する条件、支援を提示して営業活動しておると思いますが、先程の条件以外のものもありましたらお願いをいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の三つ目の発言通告であります企業誘致に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の、企業誘致についてお答え申し上げます。

はじめに、市内の工業団地につきましては、合併前の旧市町村において合わせて21カ所、約82ヘクタールを整備してございます。現在整備中の新企業団地につきましては、平成29年、全市を対象とする適地調査を行い、交通の利便性や、近年、企業が重視しております人材の確保に有利な市街地近郊であることなどを理由に、大川西根地区を選定してございます。

企業から新設や増設のご相談をいただいた際は、必要とする面積や設備等が異なることから、ご要望に応じて西仙北及び南外地域の2カ所、合わせて約2ヘクタールの工業団地のほかに未利用の市有地、閉校した校舎等の空き物件、民間不動産会社や企業等から情報を提供いただいている空き工場やオフィス等を紹介しているところでございます。

次に、誘致対象としている企業につきましては、特に若者の雇用の場の創出につながる企業への誘致活動を積極的に行っており、その業種については、特段の制限を設けておりません。また、「農業と食」の活性化の観点から食品関連産業の誘致も重要であるとともに、リモートワークやワーケーションに積極的なベンチャー企業等への働き掛け

も強化してまいりたいと考えております。

次に、誘致企業に対する市の支援措置につきましては、新設及び増設を行う企業に対して土地取得に係る補助金として最大1億円、建物や設備等の取得に係る補助金として最大1億円の合わせて最大2億円の補助金を設けてございます。これらの補助金は、事業計画書に基づき投資を行い、雇用要件などを満たした段階で交付することとしており、新設後、将来的に増設を行う際にも同計画書の提出に応じて繰り返し交付を受けることが可能です。

固定資産税の課税免除につきましては、企業が設備投資した場合、投資額や雇用など一定の要件を満たすことにより、設備投資した部分に係る固定資産税の課税を5年間、全額免除しております。事業計画書の提出に応じて繰り返し適用することができます。

雇用助成金につきましては、健康保険法の適用を受ける事業所であるなどの要件を満たした中小企業者や個人事業主を対象としており、雇用者数に上限はなく、Aターン雇用などの条件に応じて、1人につき10万円から最大60万円を助成しております。

このほか、空き工場の利活用、雪対策、水道や道路等のインフラ整備、求人活動や社員教育等について、企業の要望に応じて市独自の支援制度の充実を図ってきたところでございます。

令和2年度は、コロナ禍においても8社が、合わせて13億円に上る設備投資に係る事業計画書を提出しております。こうした県内でも充実した支援制度が企業の投資意欲を後押しし、結果的に市民の雇用の場の創出が図られているものと捉えております。

新型コロナウイルス感染症の影響により社会が大きな変革期を迎えている中、企業にとって必要な支援も変化しているものと考えられます。今後とも企業の要望にきめ細やかな対応をしながら支援制度の充実を図ってまいります。

次に、首都圏に派遣している職員等の誘致活動につきましては、現在、秋田県産業労働部企業立地事務所へ1名を派遣し、県との緊密な連携のもと企業訪問等を行っております。先程もお答え申し上げましたとおり、業種には特段の制限は設けず、進出の可能性がある企業へ積極的にアプローチしており、訪問件数は、コロナ禍の影響で活動が制限された昨年度は81件にとどまりましたが、令和元年度は208件となっております。また、昨年度までは、市が独自に首都圏へ企業専門監2名を配置し、令和2年度は148件、令和元年度は154件の企業訪問を行っているほか、多数の企業展示会に参加し、企業とのネットワークづくりに努めております。

今後の誘致活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による企業の投資動向や効果的な支援策を調査した上で行いたいと考えており、所要の調査を信用保証会社へ委託するための経費について、今次定例会に予算の補正をお願いしております。

また、本年3月で退任された企業専門監に代わって、新たに首都圏で幅広いネットワークを持つ人材を採用する予定であり、県企業立地事務所と連携しながら本市の優れた立地環境と充実した支援制度を強力にアピールしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 小松栄治君。

○13番（小松栄治） 3番目の企業誘致についてであります。今、商いをする業者は多種多様であります。そういう中で現在と将来を見据え、生き残りをかけて金融機関をはじめ、企業や農林商工業は、統廃合や移転をしております。いわゆる分散型から集約や統合型に、特にIT産業が進む中、あらゆる業界では社会の変革に即応し進めております。企業誘致をするに当たり、大仙市は企業者の側へ大仙市に行きたい、移りたい、造りたいという、ほかにはない良い条件が必要であります。企業への誘致に対しての営業方法やアピールと先程お話いたしました条件についてお伺いいたします。

また、首都圏の企業等では、秋田県大仙市へあらゆる物の見方は、いまだかつて従来に少し毛が生えた見方がまかり通っておるのが現状であります。そういう見方を、これまでと違う方向性に変えるために、企業側にはあらゆる大仙市の良い面を提示しなければならないと思いますが、お伺いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の再質問にお答え申し上げます。

今、議員ご指摘のとおり、社会情勢、コロナ禍も踏まえまして刻々と変わっているというふうに思っております。今、特にリモートワーク、テレワーク、そしてワーケーションなど、新たなそうした企業の変化が出てきておるところであります。

先程の答弁にもありましたけれども、大仙市の強み、これはやはり市内に七つの高等学校を抱えているということで、人材確保しやすいといえますか、そうした面、そしてその高校生の地元定着率が県内でもトップクラスだと、そういった面、そうしたことが大きな売りだと思っております。それから、秋田空港に近い、そして、秋田港にも近い

というようなこと、そうした物理的なメリットもあります。それから、先程申し上げましたけれども、財政支援、誘致企業への支援策、これも県内ではかなり良い条件をそろえて準備をしているというところでありまして、そして企業の要望にできる限り応えるという形で、そうした投資につきましては、長い目を見た場合、地元いろんな形で地元還元されるというふうに思っておりますので、ありふれた言葉ですけれども、損して得取れというような形ですね、積極的に誘致を図ってまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにしても先程もご指摘ありましたけれども、そうした大仙市の優位性、それから財政、企業への支援策の充実した支援策、これについてはしっかりとやはりPR、アピールしていかないといけない時代だというふうに思っております。全国挙げてそうした企業誘致活動が盛んな情勢下でありますので、一生懸命大仙市をPRしながら、そして大仙市に合ったそうした企業に来ていただけるように、私、これはトップセールスの一番大事な部分だと思っておりますので、頑張ってみてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 小松栄治君。

○13番（小松栄治） 市長、ありがとうございます。

再々質問であります、企業の誘致の条件整備について、少し私の考えを申し上げ、質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、秋田県の大仙市は県の内陸に位置し、比較的温暖で、空は澄みわたり、空気も良く、水も清く、交通の便も良くと申しますのは、先程市長もおっしゃっておりますけれども、新幹線が通っており、また、高速道路においてはインターチェンジはあり、しかも山形と秋田県の大仙市への高速道路も、もうつながっているも同然であります。また、太平洋の高速道路を使用するよりも首都圏への車での往来は、1時間30分の短縮であり、時間、燃料費、労務費短縮、人件費や会社の維持管理も低く抑えられております。そして車両は、会社に掛かるコストについても2割から3割程度低く抑えられます。また、大仙市は食料も豊富であり、しかもおいしいときております。何より物価が安く、何でも新鮮であります。加えて土地が多く、広く、土地等も安価であります。住みやすく、仕事などもしやすい大仙市であり、環境面も大変良いところである。

そこで、企業誘致についてですが、先にも述べております医療品関係の製造業や総合

的食品品会社、これは先程お話がありました。また、脱炭素化関係の電気機器関係会社等を大企業から中小企業等への企業誘致をお願いいたしますが、どうでしょうか。

また、企業団地の将来のことを鑑みて、企業団地の会社の規模や会社の職員の移住や働き手の人たちの住宅の建設等を見定め、やはり10町歩では西根のところは足りないと思いますので、できたならば50町歩から100町歩ぐらいの面積規模が必要ではないか、ご検討をお願いいたします。

コロナ禍の中で今は大変であります、市長もおっしゃっております、ピンチをチャンスに変えるため、これからの企業誘致に対しては、IT産業化も今、盛り進んでおり、地方においてもリモートやテレワーク等で仕事や会議等ができます。首都圏等よりの品物や製品ばかりじゃありません。人の移動、定住や秋田県や地元の新規の中・高・大の高学歴の卒業生の受け皿になるべきものと思います。加えまして、これらの大仙市と市民のため、職場の確保と人口増加の足掛かりになり得るものと確信をしております。市長、今後の12年間で正念場になってくると思います。老松市長の誠心誠意とあわせ、立志のように志を高く持ち、一つの目的を実現できるようお願いいたし、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小松栄治議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

今、先程<sup>る</sup>縷々ご指摘ありましたけれども、まずは人口減少対策、そして地方創生という観点から見ますと、やはり若い人に定着していただくためのそうした職場、もう一つ言うと、若い女性に定着していただけるような職場をまず考えているところでありまして、ものづくり工場だけでなく、いろいろなサービスを担当する企業も含めてですね、今一生懸命回っているところであります。そうした若い人の定着、若い女性の定着によりまして、何ていいますか、所得、そして、なれば結婚、出産、そして子育てというような、いい回転につながるというふうに思っておりますので、そうした若い方が就職で地元で定着できるような、そうした職場をしっかりと誘致してまいりたいというふうに考えております。

企業団地の規模につきましては、いろいろ今ご指摘ありましたけれども、まずは今4町歩を造成して、それにどういった形で企業が張り付いていただけるか様子見ながら10町歩と、10町歩まで広げていくということですが、それ以外については今は白紙の状態であります。いろいろな大仙市に興味を抱いている、来ていただける、そ

うした企業に合わせる形である団地も構想を固めていかないといけないというふうに思っております。

いずれにしろ、先程申し上げましたように、人口減少対策、人口減少に歯止めをかけると、そういった意味で大変大事な事業だと思っておりますので、一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（金谷道男） これにて13番小松栄治君の質問を終わります。

【13番 小松栄治議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、7番石塚柏君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 7番。

【7番 石塚柏議員 登壇】

○議長（金谷道男） 1番の項目について質問を許します。

○7番（石塚 柏） だいせん会の会の石塚です。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

質問は、大仙市の農政についてであります。農政の中に「農業と食」活性化事業があります。内容を挙げますと、米や豆の生産における実需者である流通業者、消費者との連携、作物用機械の導入、スマート農業の推進と未利用資源の活用、農業者の販売促進に対する支援、日本酒の地域ブランド化の取り組み、いぶりがっこ用大根の生産拡大と様々な取り組みをしております。こうした農政のコンクリートによるハード事業からソフト事業への転換と、農業の付加価値を高めることに挑戦をされております。そこで、事業全体を見渡して、この「農業と食」活性化事業に成果があれば、その内容について最初にお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、「農業と食」活性化事業の中にいぶりがっこ産地化事業があります。平成30年度から始まったわけですが、令和3年度の219万円の予算も入れると、4年間で総額1,795万6千円の予算を投じております。内容を見れば、最初にマーケティングに始まり、いぶり用大根にキロ当たりの補助金と、幅広い支援を行っております。

そこで、過去の実績と、これまでの事業の成果を踏まえて、令和4年度以降はどのような事業の取り組みをされるお考えなのか、お尋ねをいたします。よろしくをお願いいたします。

次に、いぶりがっこ産地化事業には、改めて、販路拡大のためのマーケティングが必

要ではないかという点について質問をいたします。

ちょっと話が長くなるかもしれませんが、ご容赦をお願いいたします。

いぶりがっこ産地化事業には、市の直接の取り組みもありますが、大仙市いぶりがっこ産地化協議会の役割も見逃せません。

振り返りますと、大仙市いぶりがっこ産地化協議会は、3年前の2018年6月に設立されております。協議会の構成メンバーは、大仙市、大曲商工会議所、JR東日本秋田支社、北都銀行、秋田おぼこ農協、大仙市いぶりがっこ生産者協議会です。後程、後になってですね、仙北地域振興局が参加されておるということをございました。

私の手元に当時の河北新報社の記事がありますが、見出しに「大規模工場化を目指す・いぶりがっこ量産へ」と書かれております。記事の内容は、いぶりがっこの工場を大規模化して、10年以内に年100万本を工場で製造したいと記述されており、あわせてタイや台湾、フランスなどに海外展開を見据えたいと、発言があったんでしょう、記事に書かれております。現在、横手市のいぶりがっこの生産本数が7万本であることからすると大仙市の構想が、いかに大きかったかということが分かります。

私がこのメンバーを見て気付いたのは、構成メンバーが販路拡大やマーケティングについてはプロの方々だというのが印象でした。ですから、この協議会には大変期待を申し上げておりました。記者会見と同時に、大仙市議会では議員説明会が開催され、発足の経過の説明がありました。その時に「成長的農作物を活用した、いぶりがっこ産地化事業について」というタイトルの説明資料をいただいております。今もその資料は私の手元にありまして、大切に保管しておったわけでありまして。非常に注目した事業でございました。

大仙市いぶりがっこ産地化協議会の計画には、いぶりがっこの地域ブランドの保護への取り組み支援があり、その後、生産者の協議会が地理的表示GIの認証を取得して、県南部のいぶりがっこの生産者同士で、ちょっと商標の表示の争いがあったわけですが、これらも解消されるという効果も挙げられて、うれしい効果も挙げられておるといふこともあったわけでございます。

ただ、残念なことに、大仙市いぶりがっこ生産者協議会のメンバーが、その後、離脱したということがあります。また、構成メンバーが独自に行ったマーケティングの結果が、このいぶりがっこの市場は小さいんだと、いぶりがっこの製造工場の投資額がそれに比べても<sup>ほくだい</sup>莫大すぎると、などと報告され、スタートの時の構想と真逆な報告がされて

おるわけです。ですから、今はいぶりがっこ産地化事業の当初の目的に立ち返る時期になっているのではないかという私の印象です。

現在取り組む課題は、フランスまでの海外進出や大規模工場の建設計画と生産者の実感ですね、の、考えと、ちょうど中間にあるのが今のいぶりがっこに対する大仙市全体の課題ではないかというふうに思っております。大根の生産量に応じた補助金を出しても、例えばキロ当たり幾らとあるわけですがけれども、補助金を出しても大根の注文が増えるというわけではありません。販路拡大がなければ生産量は増えませんし、しかもそれによって栽培農家の方々に波及効果を与えることの原点に立ち返らなければならないと思うのです。補助金行政には、おのずから限界があると思います。

こうした状況ですが、市が大仙市いぶりがっこ産地化協議会に対し、あらためて販路拡大のマーケティングを求めることが望ましいのではないかと私は考えておりますけれども、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、最後の質問になります。大仙市が進めているいぶりがっこ産地化事業に県のノウハウをどう生かすのかということと、県に大仙市いぶりがっこ産地化協議会に再度参画していただきたいということに関しての質問をいたします。

私は、以前から秋田県庁は秋田県内で優れたマーケティングのプロの組織だと思っております。今回、「いぶりがっこ産地化」を念頭に県庁の五つの課と一つの研究所を訪問させていただきました。大仙市と秋田県庁とでは予算の規模も組織の大きさも違いますので、単純に比較してはならないと思いますが、いぶりがっこに関してはどう扱われているのかということをお尋ねに回ったわけでございます。最初にお邪魔しましたのは、食品製造業の、秋田県ですね、食品製造業の販売戦略を担当している農業経済課販売戦略室です。次に、いぶりがっこに関連する品種改良に、大根ですね、品種改良に取り組んでいる園芸振興課ですが、青首大根に始まり、白首大根への改良を経て、現在は「香漬<sup>こうづけ</sup>の助」という大根をいぶりがっこ用に改良中とお話をお聞きすることができました。さらに、秋田県の農産品の売り込みを担当している秋田うまいもの販売課では、山形の漬物業者がたくあんに添加物をかけるだけで「いぶし漬け」、非常にいぶりがっこと似たようなものになってくるわけです。香りも付けられるということで販売しているということに対してですね、秋田うまいもの販売課では非常に危機感を持っていらっしやいました。次に、県内の経済団体に対する補助金を担当している産業政策課でございます。そして、いぶりがっこの商品化の研究をされている、秋田県総合食品研究セン

ターの上席研究員の方です。この研究員の方は、いぶり工程をどうやって短縮してですね、コストを下げるができないのかということの研究されておりました。その方がおっしゃるに、生産者の方の困ったことが私たちの研究の種なのですとおっしゃられております。最後に、県のいぶりがっこ支援事業に携われてこられた産業労働部の食品産業振興統括監で観光文化スポーツ部の次長を兼務されている方にお邪魔をいたし、いぶりがっこの課題をお聞かせいただいた次第であります。どの組織の方も現在抱えている課題について明確な返答と説明をいただくことができました。厚く御礼を申し上げたい気持ちでいっぱいです。

県は、考えも組織の再構築も、農業をハードからソフトへ転換しようとしていることがよくうかがえます。この知見を見逃すのはもったいない。ちなみに横手市では、市の魅力営業課でG Iの検査を、いぶりがっこ生産者を訪ねて地域ブランドを守るための活動をされております。予算はたいして掛からないというお話でした。

県は、大仙市いぶりがっこ産地化協議会に参加されていたわけですが、出席されていた局長が定年で退職されて、現在は県とのつながりがありません。県の経験と知識を生産者の皆さんが活用していただくためにも、再度、県に参加していただくのが必要ではないでしょうか。当局のお考えをお聞かせください。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、「農業と食」活性化事業の取り組みについてであります。はじめに、本事業の取り組みと成果につきましては、農作物や農産加工品、地酒や発酵食品など、本市が有する優れた地域資源を最大限に活用し、持続可能な強い農業の実現と市全体の活性化に向け、令和2年3月に策定した「農業と食に関する活性化基本構想」に基づくものであり、本市農業の持続的発展を目指し、「美食産地大仙」ブランドの確立・発信をコンセプトとし、令和7年度を目標年度として取り組みを進めているものであります。

初年度となる令和2年度の取り組みとしては、本市の強みである米や大豆等のブランド確立を図るため、中食・外食及び加工業者等の実需者に対し需要調査を行い、今後の事業展開に向けた基礎となる取り組みを進めております。

今後は、調査結果を踏まえ、実需者の具体的ニーズを聞き取りながら、新たな販路の確保や加工施設の誘致等につながるよう取り組んでまいります。

また、持続的発展に向けた取り組みとしては、土地利用型作物の生産支援策として、農業法人や施設利用組合に対する生産機械導入支援や、農業に関連した新たなビジネス展開に向けたコミュニティ組成のほか、本市が県内製造量の6割以上を占めるいぶりがっこについては、原料大根の生産拡大に向けた補助事業の実施などに取り組んでおります。こうした動きを契機とし、大曲地域の内小友地区では、新たな農業法人が設立され、いぶりがっこ用大根のメガ団地事業が進められており、機運の高まりによる産地化の進展が成果の一つであると捉えております。

次に、いぶりがっこ産地化事業の令和4年度以降の取り組みにつきましては、平成30年度から令和2年度までの3年間において、地方創生推進交付金を活用し、販路拡大に向けた首都圏バイヤーへの意向調査や台湾におけるアンケート調査を実施しており、関西圏などでは認知度が低い状況であり、また、台湾では嗜好<sup>しこう</sup>に合うとの意見も多く、新たな需要の可能性を確認しております。この結果を踏まえ、令和元年度には、いぶりがっこを活用した商品開発を実施しており、昨年度はコロナ禍の厳しい状況ではありましたが、現地企業の協力を得て、首都圏での商談展示会への出展、台湾でのPRイベントの開催など、マーケティングやプロモーション活動により新たな市場の開拓に取り組んでおります。

また、原料大根の生産支援に当たっては、引き続き、県の補助事業や市の独自事業による機械・設備等に対する支援のほか、大規模生産に向けた調査研究など、ハード・ソフト両面で推進しております。

今後は、「農業と食」事業の一つとして、これまでのマーケティング等で得た成果を生かし、新たな市場の開拓を基本に取り組みを進め、確かな消費需要を確保するとともに、マーケットインを基本とした原料大根の生産拡大に向けた体制の整備に取り組んでまいります。

次に、いぶりがっこ産地化事業の市場の開拓につきましては、議員ご指摘のとおり、市といたしましても事業を推進する上で市場ニーズの把握や商品開発、販売促進活動などを一連の流れとして行うマーケティング活動が非常に重要な取り組みと捉えており、これまでも様々な事業を進めてきております。「農業と食に関する活性化基本構想」策定の際には、本市農業の現状と課題の分析に加え、県内農作物の国内外の市場動向をもとに、いぶりがっこをはじめとした本市の農作物を活用する6次産業の可能性を調査・検討するなど、マーケティングを意識した基礎調査を実施しております。

また、先程述べましたとおり、地方創生推進交付金の活用による市場動向調査や市場の開拓に向けた様々な取り組みを行うとともに、大仙市いぶりがっこ産地化協議会においても、コロナ禍等の影響を受け、一部に当初計画どおり進捗していない事業もあるものの、いぶりがっこの市場規模や流通形態など今後の販路開拓やブランド化の推進に向けた調査・分析に取り組んでおります。このほか、マーケティング以外の取り組みについても、これまで製造機械・設備等に対する支援や原料大根の生産支援など、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを行っております。こうした取り組みにより、近い将来においては、いぶりがっこの市場規模の拡大に加え、製造者や原料大根生産者の所得向上、ひいては市の農業振興につながっていくものと捉えております。

現下のコロナ禍により消費低迷が続いておりますが、関係団体等と連携を図りながら、所期の目的であるいぶりがっこ産地としての持続的発展、そして「稼げる農業」の実現を目指し、市場の開拓に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、いぶりがっこ産地化事業への秋田県の参加につきましては、秋田県からは、これまでも様々な形でご協力をいただいております。地元仙北地域振興局からは産地化協議会の顧問として多方面にわたるご助言をいただいているほか、秋田県立大学からは原料大根の生産拡大に向けた研究協力、県総合食品研究センターからは当該大根を原料としたいぶりがっこの分析調査、秋田うまいもの販売課からは各種情報提供など、生産・加工分野を中心に多大なるご支援をいただいているところであります。しかしながら、マーケティング分野につきましては、いぶりがっこ生産者自らによる活動のほか、先程申し述べましたとおり、市独自の市場動向調査や国内外でのPR活動、産地化協議会による市場分析などが主な取り組み内容となっており、現段階では県と連携した具体的な取り組みは行われていない状況となっております。

こうしたことから、議員ご指摘のとおり、マーケティングの強化がいぶりがっこ産地としての持続的発展に欠かせない重要な要素であることに鑑みまして、当該分野についても県からご助言やご支援をいただけるよう、今後、機会を捉えて要請をしてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 石塚柏君。

○7番（石塚 柏） 農政の、一番最初にお話を申し上げたんですけど、農政の目的が農村の地域づくりだというふうに私は思っております。今までの農政は予算の規模も大きく、大規模化が中心でした。ただ、これでは農村に人がいなくなるという矛盾があります。そのための農業と食の事業だと思うのです。ですから、予算の金額が小さくとも、やっぱり中身のアイデアなり市場なり、市場との会話なり、そういったことが大事なのではないかなというふうに思っております。幸い、いぶりがっこの生産者の会社なり家庭には、後継者がほぼ全員いらっしゃるということです。ですから、若い人も、さっき市長さんおっしゃった若い女性の方も家族の中にいるということなんです。そういうことですから、こうした取り組みがとても大切だと思っております。

大仙市いぶりがっこ産地化協議会は、大切な団体です。JR東日本、北都銀行が入っている、こういう一兆円規模だとか、何千億円のお金を動かしている銀行だとか、そういったことがこの大仙市の協議会に入っているということですね。ただしですね、生産者が抜けてしまうという、仏作っても魂が入らない、これ、もちろんその後内小友の方々が入ったとか、いろいろ出入りはあるわけですが、やっぱり全体的に市で取り組む事業ですから、やっぱりオール大仙でいぶりがっこ頑張っていたらいいという問題があります。抜けてしまった、なぜそうなったのかと、これは企業感覚と匠<sup>たくみ</sup>の技にこだわる生産者の感覚の違いではないかと思えます。あるいは、扱う金額に対する感覚の違いですね。片方は2,000万の売り上げで願ったものが3,000万に売り上げを伸ばしたと、大変なことです。しかし、大きな数字、大きな事業者では20億、30億でも小さいという、この感覚の違いがあると思えます。大切にしたい匠の技といきましょうか、40年間、もうあど駄目だべがなと思ったこと何回もあると。金掛けないで、いろんな苦勞をして、どうにか今日のいぶりがっこの生産者ということになっているわけです。同じテーブルに立って工場のオートマ化、その設備投資金額に対する受け止め方の違い、匠の技の細かな製造工程、自分たちで守りたい、そういったことが違いとして脱退するというんでしょうかね、退会するということがあったのではないかなと。

協議会の構成員を見れば、私は市の動きがなければ、とてもこんな立派な協議会ができるということは、まず考えられない。言い換えるならば、やっぱり大仙市が生みの親ではないのかなと思っております。協議会の中心的な構成員、市がですね、中心的な構成員だわけでありますから、地域づくりのために、市でもう一度汗をかいて、当初の目

的の確認、それから生産者の復帰、現実的な工程の改善等々について、合意を作っていたこと、その努力をお願いしたいと切に思うのですが、当局のお考えをお聞かせ願います。よろしくお願ひします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 石塚柏議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

大仙市いぶりがっこ産地化協議会、大仙市のいぶりがっこ産地化事業というのが大仙市としては大きな取り組みとしてあるわけですが、その具体的な実行手段としての一つのあれが大仙市いぶりがっこ産地化協議会の活動と、取り組みというふうに理解しております。というのは、大仙市いぶりがっこ産地化協議会で取り組んでいたものを大きく整理しますと、一つには原料大根の大規模生産に向けた調査・研究、それから二つ目としては市場調査、三つ目としては、やはりそのいぶし工程の機械化を含む製造工場の建設の検討と、大きく分けてこの三つに取り組んでいると、取り組んできたといえると思いますけれども、その際の大仙市の立場としては、今、既存の生産農家の皆さん、いぶりがっこの生産農家の皆さんもおられますので、この工場を建設、いぶりがっこの工場を建設する際には、大仙市は出資しないと。基本的なスタンスとしては、なぜかという、工場も応援するけれどもいぶりがっこの既存の農家の皆さんも応援する立場にあるからということで、そうした工場に市が出資して参画するということは当初からしませんということを申し上げながらこの協議会のメンバーで活動してきたところであります。まずこうしたスタンスを、まずご理解いただきたいというふうに思います。ですから、市場調査、先程申し上げましたように、これは引き続きやっていかないといけないということで、もちろんコロナ禍、アフターコロナといいますかね、そうした時の市場調査というのは大きな意味があるのではないかなというふうに思っておりますし、また、原料大根の大規模生産、これについては補助制度を活用しながら進めているわけですが、いずれは今のいぶりがっこを生産している農家の皆さん、市外から原料大根を購入しているという方も多いようですので、できれば大仙市産、「メイドイン大仙」のいぶりがっこにできないかというような考え方を持っておりますし、原料大根の生産拡大、この後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

工場建設については、これまで長い時間かけていろいろ検討してきましたけれども、技術的には可能であるということではありますが、ただ、大規模な設備投資が必要だということ、それから、原料大根の生育期間の関係から、工場の年間稼働期間が極端

に短いと、そういった意味で費用対効果の面で問題あるというようなことがはっきりしてきたところでもありますので、これについては今、何と申しますかね、ストップしているということでもありますので、そうした意味でこの後の産地化協議会、大仙市いぶりがっこ産地化協議会については、この後どうするかというのはメンバーの皆さんとその見直し、活動の内容の見直しについては協議が必要であるというふうに思っております。

ただ、市としてのいぶりがっこ産地化事業については、この後も積極的に既存の生産者の皆さんを中心に、そして先程申し上げましたように内小友地区では大きな法人が、原料大根のメガ団地を作って取り組むということも動き出しておりますので、そうした方々を積極的に応援していきたいと、そして、今、G I 地理的標示保護制度もできましたので、この秋田のいぶりがっこというものをですね、私の夢と申しますか、稲庭うどんと同じような、そういうブランドのものにしたいというふうに考えているところでもありますので、引き続き、これについては市として力を入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

○7番（石塚 柏） ございません。この後もどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（金谷道男） これにて7番石塚柏君の質問を終わります。

【7番 石塚柏議員 降壇】

○議長（金谷道男） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は2時5分といたします。

午後 1時54分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

一般質問を続けます。6番秩父博樹君。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。通告に従いまして質問させていただきます。今回、2項目通告させていただいております。よろしくお願いいたします。

はじめに、帯状疱疹<sup>ほうしん</sup>予防接種について、お伺いいたします。

コロナ禍の中で、以前より外出を控える生活が続いていることが要因の一つと思われる帯状疱疹、この辺では方言で“つづらご”と呼ばれておりますが、これが増加傾向にあります。帯状疱疹は、初感染で水痘を引き起こした後、知覚神経節に潜伏していますが、加齢やストレスなどで免疫力が低下することが誘因となり、再活性化を起し、帯状疱疹として発病します。日本での発生頻度は年間千人当たり5人くらいとされておりますが、加齢により増加し、50歳を境に発症率は急激に上昇し、70歳以上では千人当たり10人以上になるといわれております。80歳までに3人に1人が発症するという報告もあります。体の左右どちらか一方に、ピリピリ刺すような痛みを感じた後、赤い発疹や水ぶくれが出る帯状疱疹。今は抗ヘルペスウイルス薬が登場し、治療成績が飛躍的に向上しておりますが、現在でも様々な合併症や帯状疱疹後神経痛で長期間苦しむ患者も少なくありません。この帯状疱疹後神経痛も加齢とともにリスクが高くなり、50歳以上では約2割が移行するといわれております。

帯状疱疹ワクチンは米国では10年くらい前から接種されていたようですが、日本では2016年3月に「50歳以上の者に対する帯状疱疹の予防」として効能効果が追記されました。この生ワクチンに加えて、新たに平成30年に不活性化ワクチンが薬事承認されました。今、65歳以上の高齢者に肺炎球菌ワクチンの予防接種が行われておりますが、今年で7年目を迎えます。当初、このワクチンも市民の間では認知度の低いものでした。しかし、市から接種用紙が各家庭に配布され、一気に接種する人が増えました。これと同様に、帯状疱疹にワクチンがあることを知らない人がほとんどです。市民の健康を守る観点から、行政が先頭に立って帯状疱疹ワクチンの予防接種を推進していただきたいと思っております。

先程申し上げましたが、帯状疱疹は増加傾向にあります。今後、高齢化率の上昇により、発症率はさらに高くなることが予想されております。今は新型コロナワクチンの接種に力を注ぐ必要がありますが、一定程度それが進んだ先を見据えて、帯状疱疹ワクチンの予防接種について、市の助成制度を検討いただきたいというふうに思うのですが、ご所見をお伺いいたします。

1項目目は以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、带状疱疹予防接種についてであります。ワクチン接種を行うことにより、病気に対しての免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができることから、予防接種の意義は大きいものと認識しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活や行動の制限が、ストレスや運動不足等につながり、議員ご指摘のとおり、これまで以上に带状疱疹の罹患者が増加することが懸念されております。

しかしながら、带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種とは異なる任意接種であり、一定の効果はあるものの、接種後に注射部位の腫れや痛み、全身の倦怠感などの副反応が出る場合もあるとされております。こうしたことから、ワクチンの予防接種に対する市の助成制度導入につきましては、今後、大曲仙北医師会と十分協議をした上で判断してまいりたいと考えております。あわせて、予防接種施策について議論する国の厚生科学審議会におきましても、現在、定期接種化についての検討が進められておりますので、その動向についても注視してまいりたいと考えております。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。私、質問に立たせていただく時、いつも西山副市長からの答弁が多いかななんて思いながら今伺ったところです。いつもありがとうございます。

今、西山副市長からありましたとおり、国の方でも今、増加傾向にあるということで、これやった方がいいんじゃないかということで検討は今あるというふうなお話伺ったところです。これ、市町村単位でやってるところ、なかなか私も探したんですけどなくて、県内では、ちょっと私の把握しているところだと能代でやっているようでした。なので、まだまだその認知度といいますか、その辺もまだまだこれからかなというところですけど、それこそ今回のこのコロナ禍の中で、今お話ありましたとおりストレスがすごい増えている中で増加しているんじゃないかという、私の知り合いの医師からもそういうお話伺ったところですので、このマスク生活、まだこれから続くことを考えると、まだ

やっぱり増えていくかなという懸念がありますので、これから検討いただくというそういうご答弁でしたので、どうかそこをよろしく願いしまして一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 二つ目に、新型コロナウイルスワクチン接種について、お伺いいたします。

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、10都道府県に発令していた緊急事態宣言について、6月20日まで延長としました。東京や大阪などで新規感染者数が減少傾向にある一方で、医療提供体制は各地で厳しい状況が続いていることから、今後も非常に難しいかじ取りが続くものというふうに思われます。

こうした取り組みの中で、今まで以上の感染予防対策の実施や医療提供体制の拡充とともに、何よりも市民への円滑かつ迅速なワクチン接種を進めることが重要というふうに考えます。コロナワクチンの接種は、いまだかつて経験したことのない大規模事業であるとともに、希望する全ての市民が接種対象であり、万全の準備が必要と考えます。そこで、当市におけるワクチン接種の体制整備についてお伺いいたします。

1点目に、接種会場における経過観察時間を活用して、接種済み者に注意すべき事項、例えば接種後すぐに体内の免疫が形成されるわけではなく、引き続き十分な感染予防が必要であること、翌日に発熱などの副反応が顕著であることなどについて、分かりやすく周知を図る映像などを上映されたいと思うものですが、ご所見をお伺いいたします。

2点目に、今後、一般の市民を対象とした接種も想定し、特設会場による集団接種のみならず、地域のかかりつけ医などでの接種が広範にできるよう、国が新たに示した接種単価の上乗せや医師・看護師等の派遣事業など活用の上、さらに、地域医師会との協議を進められたいと思うものですが、ご所見をお伺いいたします。

次に、9月に海外に留学する学生・生徒についてですが、ワクチン接種が義務付けられていることから、留学するまでに2回の接種が必要になります。この課題については、我が党でも議論を重ねてきたところですが、結論から申し上げますと、「ワクチン接種の順位は、あくまでも重症化リスクに基づき、国の専門家会議で決定されているもので、留学する学生への特段の配慮を国が示すことは困難である」という状況のようです。ただし、高齢者への接種から次の接種（基礎疾患を有する者）への「先行予約期間」という考え方も示され、当市ではその通知段階に入りました。加えて、ワクチンの供給も確

保されている段階ですから、留学生への優先接種は、市として“配慮できるもの”というふうに考えます。そこで3点目ですが、以上のことから、9月に留学する学生・生徒については、7月から優先接種できる体制を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。対象者はごく少数であると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

4点目に、接種会場でワクチンが余った場合の対応についてですが、現在はワクチン接種に携わる会場の関係者において、キャンセルの取り扱いに対応できる処置方法を取り決め、実施されていることから、当市ではワクチンを廃棄するような事例は発生していないというふうに伺っております。しかしこの先、ワクチン接種終了者が増加していくとともに、接種会場の関係者においても接種済み者が増えていくと“手詰まり”が想定されることから、貴重なワクチンの無駄を防ぐことを目的として、キャンセル発生時に即時案内可能な人を確保するための「(仮称)ワクチン接種協力者登録」を検討すべきと考えます。ワクチンは使用できる期間が短いため、連絡後、おおむね30分で会場に到着することが接種の条件になろうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上です。

- 議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります新型コロナウイルスワクチン接種に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますのでよろしくお伺いいたします。
- 議長（金谷道男） 佐々木健康福祉部長。
- 健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答え申し上げます。

はじめに、接種会場における注意点等の周知映像の上映につきましては、現在、接種後の経過観察時間内に、厚生労働省から示されたチラシを配布して、それを読みながらお待ちいただいているところであります。チラシには、ワクチン接種を受けた後の注意点やワクチンに関する相談先、予防接種の健康被害救済制度、ワクチンを受けた後の感染予防対策のお願いが記載されております。

会場内での映像の上映につきましては、接種後の経過観察の待機時間が個人によって異なり、人の入れ替わりが多いことに加え、上映スペースの確保が難しい状況でもあることから、今後も引き続き、チラシによる周知と職員のお声掛け等を徹底してまいります。

すので、ご理解いただきたいと思います。

次に、地域のかかりつけ医によるワクチン接種につきましては、現在流通しているファイザー製のワクチンは、管理が難しいこともあり、地域のかかりつけ医が自院での接種を控えている傾向にありました。こうしたことを受け、今般、国より個別接種促進のための新たな財政支援策が示されたところであります。

今後、市といたしましては、この支援策を踏まえながら、かかりつけ医によるワクチン接種の実現に向けて、大曲仙北医師会と協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、9月に留学する学生・生徒に対する優先接種につきましては、国が重症化リスクの大きさや医療提供体制の確保等を踏まえた接種順位を示していることから、それをもとに本市でも順次接種を進めてまいります。その順位としましては、第1に医療従事者等、第2に高齢者、第3に基礎疾患を有する方や高齢者施設等の従事者並びに60歳から64歳の方、第4に上記以外の方と定められております。従いまして、質問の9月に留学する学生・生徒につきましては、第1から第3に該当しない場合は、第4の上記以外の方に該当することになりますので、8月から開始する一般向け接種の早い段階で申し込みをしていただくこととなりますが、海外への渡航など特殊なケースにつきましては、事前にコロナワクチン対策室にご相談くださるようお願い申し上げます。

次に、キャンセル発生時のワクチン接種につきましては、現在は接種当日の急なキャンセルや、会場の予診において体調不良等により接種ができない方が発生した場合は、在宅看護師をはじめとする会場従事者等に対しましてワクチン接種し、有効活用を進めているところであります。

議員ご指摘のとおり、今後は会場従事者等への接種も進んでくると想定されますので、その後の対応といたしましては、過去に当日キャンセルや体調不良でまだ接種されていない方々、または会場で従事している在宅看護師、市職員、シルバー人材センターからのスタッフのほか、会場近くにお住まいの未接種者の皆さんをリスト化し、キャンセル発生時には、リストの中から電話連絡等により来場していただき、ワクチン接種をしてもらう有効活用の取り組みを実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 部長、ありがとうございます。

まず最初、1点目ですけれども、今は、ペーパーで、会場でお渡しして、それで対応しているということでした。今、市内の会場で接種会場レイアウトを作る際に、おそらくだから今のこの、例えば画面で映像でとかっていうのは、まず想定しないレイアウトになっていると思うんです。実際今、会場でこれスタートしてみて、高齢者からスタートしたっていうのが、原因という用語弊あるかもしれないですけど、要は紙で、それで分かっていたらそれで何も問題ないんですけれども、やはり動画、映像、それから耳から入れる、これによって認識していただける、どっちが認識していただけるのかというのを考えた時に、やっぱり紙よりも映像で見てもらって、音で説明を耳から入れるっていう方が、やっぱりどっちが認識して、認識していただくことがやっぱり重要だと思うので、どっちがって考えた時に、やはりその映像、音の方がってなると思うんです。ただ、今、部長おっしゃられたように、会場のそのスペースが難しいというお話でした。なので、もしこの後、レイアウトを調整して、可能であればそういう会場では、まずこういうことも検討いただきたいと。要は認識してもらうのが大事なことから、そこをやっぱりちょっと考えていただきたいと思います。会場のスペースで厳しいところもあるかと思いますが、できる会場もあるかと思いますが、そこはご検討いただければと思います。

それから、2点目の地域のかかりつけ医ともこれから協議していただけるということで、ありがとうございます。1週間ぐらい前だったと思いますが、ワクチン接種に係る新たな支援策というのが国から示されましたので、私の認識しているところだと大きく3項目あります。診療所における接種回数の底上げ、これが1点と、2点目に、接種施設数の増加、これが2点目、3点目に病院における接種体制の強化、まずおつきこの3項目について、また国の方から新たな緊急包括支援交付金というのが示されましたので、やはりこれしっかり活用していただいて、今、高齢者の後、優先接種等を経ながら一般、年齢順に下りてくることですが、一番最後の方が終わるその日にちを、なるべく前倒しに、前の方へもってくるのが、やはりこの今、疲弊している地域経済を立て直すということにつながっていくと思いますので、どうか認識をそこに置きながら進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、3点目に留学生のことについては、先程ちょっと難しいっていうような答弁でしたが、これ、厚労省の疑義照会というのが厚労省のホームページに、これ5月

28日付、これ公開されています。これ確認しますと、実際の接種順位については、この接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する者など以外の方、一般の方も含めて自治体の判断で接種することも可能という趣旨であるというふうに、そういうふうに理解します。この、今行われているこの高齢者への接種作業についても、ワクチンを無駄にしない取り組みとして、場合によっては、今日、地元紙にも確か載ってたと思うんですけど、学校の先生だとか、人と接する機会の多い方への接種を、もう自治体独自で行うという事例ももう出てます。なので、そういう意味では、既にその各自治体の判断で、その様々な取り組みがもう行われているという段階に今入ってきていますので、フェーズが本当に一日一日で変わっていくので、追い付いていくのに、方言で言ってしまうと“ゆるぐね”っていう状況だと思いますけど、やっぱり対応していかなきゃならない時だと思うんです、今、非常事態なので。なので、やはり国の情報、もう毎日変わって大変だと思いますけど、それしっかり情報をキャッチしながら、やはりここで柔軟な対応を展開していくというのが大事だと思いますので、そういう判断で行っている自治体もありますので、そういう意味では留学生を優先するという考え方は、ありだと思います。先程、部長の方から、そこには個々相談すると答弁いただきましたので、もし7月が難しいようであれば、例えば8月上旬に1回目、8月下旬に2回目だと9月の留学には間に合うので、どうかその留学に行けませんでしたという状況が出ないように対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それから、これまでワクチン接種に関するいろんなその一連の流れを受けて、これも厚労省のホームページ、本当に毎日更新されているので大変ですけど、これ、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引き、これが3日前ですね。5月31日付でまた第3版、これが示されていますけど、この改訂によって先程お話あったファイザー社のワクチン、これ、保管可能期間についてですけど、ディープフリーザーから出してから従来だと、今までは5日以内というふうに示されていますけど、この5月31日付でこれ改訂になってまして、1カ月、これに変更されていますので、やはり情報、今、本当にこの情報どんどんどん変わっていくので、そこをしっかりと把握しながら進めていければと思います。この1カ月に変更されたことで、接種現場での対応、これが柔軟に対応できるというふうになってくると思いますので、この変更点も最大限に活用しながら、このワクチン接種のさらなる加速というのに取り組んでいただければと思いますので、この辺についてご答弁いただいて終わりにしたいと思います。よろしくお

願います。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、映像でいろいろお知らせするという、是非検討させていただきたいと思います。まだまだこれから接種期間長いので、集団接種会場も、昨日の医師会との相談では10月まで終わらせたいというような、最初11月ということでしたけども、早めていただくというようなご協力をいただけるようでしたので、それにしても10月までの期間、集団接種会場は使用されるわけですので、そうした意味では、その映像による周知といえますか、注意喚起といえますかね、それにも取り組んでみたいというふうに思います。

それから、かかりつけ医による個別接種といえますかね、これについては、今、医師会の方では協力していただける医療機関ということで、もう把握されているようですけども、まずは集団接種でどんどん接種率を高めたいというような考え方が優先しているということのようであります。

それから、留学の関係ですけども、おそらくこの時期に留学というのは、される方、少ないんじゃないかなと思いますけども、先程、優先という言葉は使いたくないということだと思んですが、個別に相談に乗りたいということだと思っておりますので、よろしく願います。

それから、今日、高橋徳久議員から警察官、それから介護認定調査員など優先接種できないかというような質問がありました。なかなか難しいという、今、学校方面からは教職員の方、それから保育園、幼稚園の教諭、そして学校給食に携わっている方々、各分野それぞれからですね、優先接種してほしいというお話が来て、徐々に来ているという状況でありまして、優先接種される方が多くなればですね、いろんなまたその他の市民の皆さんからいろんなことも出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、私は、ちょっと今の段階で優先接種、この業界、この職種の方を優先接種するというのは、ちょっと今はまだね、はっきり、ほかの市ではいろいろなあれを優先接種するということを打ち出しているようですけども、まずは全体の速度をね、速めたいということばかり考えていて、優先接種ということは、まだちょっと、市民の皆さんがオッケーですよというような場合であれば別ですけど、そうした確認をしている場合でもないでしょうから、そういった意味で、どちらかという昨日、一昨日ですかね、また厚労省で進めている職域におけるワクチン接種ですね、企業で、職場で、そうしたもし警察官の方

が早く優先接種したいということであれば、職場でのそうした接種を検討していただければというふうに思いますし、それは全体の今のファイザー製のワクチンじゃなくてモデルナ製のワクチンを使ってというのですから、集団接種には迷惑掛けない形で接種されるわけですからね、6月21日からそれできますよというようなことを昨日、厚労省が、一昨日ですかね、発表してますけども、なかなかそれもね、自分、会社独自で、小さい会社だと独自で医師や看護師をね、調達しないといけないということで難しい部分もありますけれども、そういう職種で、職場で接種できるのであれば、そうしたことを考えていただくと、もう8月とかって言わないで6月、7月でできる話ですのでね、是非検討いただければというふうに思いますけれども、そういった優先接種については、今現在ではそうした考え方であります。全体のワクチン接種を早く終わりたいという気持ちで今は考えているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけども、全部答えたでしょうか。

先程ね、議員からもご指摘ありましたように、どんどんどんどん対応方針が、国のね、対応方針が変わるということで、医師会とせっかく打ち合わせして方針決めてもですね、それをさらにまた直さないといけないというような状況がずっと続いているので、ちょっといい加減にしてほしいなという感じもしないでもないですけども、接種を早くね、進めたいという国のそういう思いでしょうから、それはね、私たちも同じですので、何とか対応してまいりたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） はい、秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） ありがとうございます。いずれ今、市長からもありましたとおり、やっぱりフェーズがどんどんどんどん変わっていく中で、やっぱり、ともすれば現場の方も混乱に近いようなそういう状況だと思いますけど、いずれさっき言いましたように、ファイザーのワクチンも保存期間、今までよりも、これまで取り扱ってきた経験からそうってきていると思うんですけど、5日から今度は1カ月というふうになりましたので、現場の方での使用の仕方も大分柔軟に対応できるんじゃないかなと思いますので、いずれいろんなその今、それこそ困難乗り越えながら何とかこの末日をできるだけ前へ前へ前倒しで進めることが、やはり地域経済の再生につながっていくと思いますので、大変だと思いますけど対応をお願ひして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（金谷道男） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

---

○議長（金谷道男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 2時40分 散 会

